

伊勢市

第2期障がい者計画及び

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

～だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ～



令和3年3月



Ise City

伊勢市

～ はじめに ～

伊勢市は、平成 27 年に「伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画」を、平成 30 年に「伊勢市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、共生社会の実現を目指した地域づくりや障がいのある人への福祉施策を進めてまいりました。

この間には、障がい者福祉制度の変化、高齢化の進展などがあり、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。

こうした背景の中、本市においては、国の基本方針を踏まえながら、「伊勢市第 2 期障がい者計画」及び「伊勢市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』の実現を目指して取り組みを進めてまいります。

市民の皆様におかれましては、本計画の趣旨等をご理解のうえ、本市の施策の推進にあたり、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました伊勢市障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、関係団体及び事業所の皆様に、心から感謝申し上げます。



令和 3 年 3 月

伊勢市長 鈴木 健 一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 障がいの定義	5
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1. 障がいのある人の推移	7
第3章 計画の基本的な考え方	12
1. 基本理念	12
2. 基本的視点	13
3. 基本目標	14
4. 施策の体系	16
第4章 施策の方向	17
[基本目標1] 日常の自立した暮らしへの支援	17
[基本目標2] 相談支援と権利擁護の推進	22
[基本目標3] 就労や社会参加への支援	25
[基本目標4] こどもの育ちと家庭の安心への支援	29
[基本目標5] ひとにやさしいまちづくりの推進	33
第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	40
1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	40
2. 成果目標の設定	40
3. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における重点的な取り組み	49
4. 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策	50
5. 地域生活支援事業の見込量と確保方策	62
6. 障がい児サービス等の見込量と確保方策	71
第6章 計画の推進にあたって	74
1. 計画の推進	74
2. 庁内関連機関の連携	75
3. 関連機関の連携	75
4. 計画の進行管理	76
資料編	78
1. 計画の策定経過	78
2. アンケート調査の概要	79
3. 関係団体等調査の概要	103
4. 伊勢市障害者施策推進協議会（伊勢市障害者計画等策定委員会）について	105
5. 用語解説	107

※「障がい」の「がい」の表記について：法律等の名称以外はひらがなで「障がい」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて翌年に署名するとともに、「障害者基本法」の改正・施行（平成23年8月）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の施行（平成24年10月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（ともに平成25年6月）といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

さらに、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援の提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

また、平成28年5月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

本市では、平成27年3月に「伊勢市障害者計画・第4期障害福祉計画」（平成27年度から令和2年度までの6ヵ年計画）、平成30年3月に「伊勢市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（平成30年度から令和2年度までの3ヵ年計画）を策定し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、さまざまな取り組みを進めているところです。

そこに加えて、国においては、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向けた「SDGs実施指針」を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取り組みが期待されています。

「伊勢市第2期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、令和3年3月末をもって「伊勢市障害者計画」（以下「第1期計画」という。）及び「伊勢市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が終了となることから、国の動向及び前期計画の成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、共生社会の実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進すべく策定するものです。

■【参考】障がい者に関連する法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	<p>8 月 「障害者基本法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	<p>10 月 「障害者虐待防止法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	<p>4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 <p>4 月 「障害者優先調達推進法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 <p>9 月 「障害者基本計画（第3次）」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	<p>1 月 日本が「障害者の権利に関する条約」を批准</p> <p>4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	<p>4 月 「障害者差別解消法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 <p>4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 <p>5 月 「成年後見制度利用促進法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 <p>8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	<p>3 月 「障害者基本計画（第4次）」策定</p> <p>4 月 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 <p>6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和元年	<p>6 月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 等
令和 2 年	<p>4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者活躍推進計画の作成・公表の義務化、週 20 時間未満の障がい者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 等
令和 3 年	<p>4 月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者等など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化、国民に向けた広報啓発の取り組み推進 等

※ 法律の表記について：表内の法律は、通称・略称で表記しています。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

■【参考】障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法条文

◇障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

◇障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

◇児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20

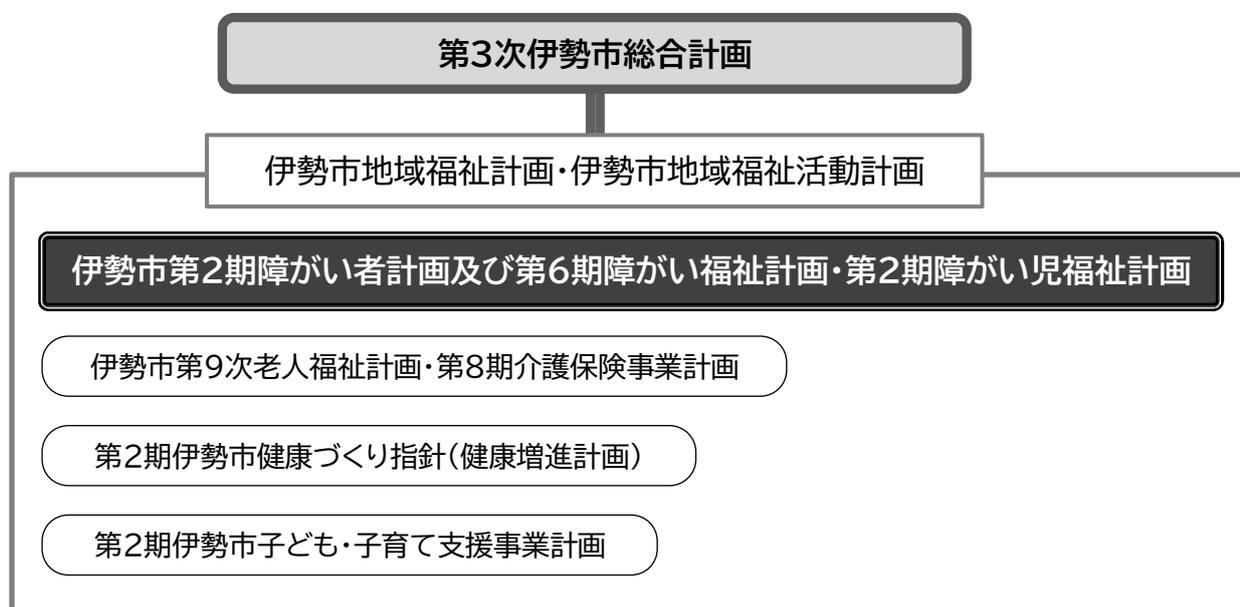
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。



(2) 他の計画との関係

本計画は、本計画の上位計画である「第3次伊勢市総合計画」及び「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」の中における、障がい者福祉に関する実施計画として位置づけられます。また、「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）」、「第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」の関連計画等との調和を図るとともに、国の「障害者基本計画（第4次）」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の内容も踏まえて策定しています。

■伊勢市第2期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の位置づけ



(3) SDGsとの関係

本計画で定める基本理念や施策を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

■本計画と関連の強いゴール



3. 障がいの定義

本計画において「障がいのある人」とは、障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

4. 計画の期間

計画の期間は、障がい者計画においては令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間とします。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においては、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、各計画ともに、国の法律の動向や社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	←	第1期 →	←	←	←	←	第2期 →	←	←
障がい福祉計画	←	第5期 →	←	←	第6期 →	←	←	第7期 →	←
障がい児福祉計画	←	第1期 →	←	←	第2期 →	←	←	第3期 →	←

5. 計画の策定体制

(1) 伊勢市障害者計画等策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係機関・団体代表者等で構成される「伊勢市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画の内容について審議を進めました。

(2) 実態調査の実施

① アンケート調査

本計画の策定にあたっては、障がいのある人の生活状況や将来のこと、福祉サービスの利用状況・利用意向などを把握し、基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援受給者証所持者、福祉サービス等利用児童				
抽出方法	無作為抽出				
調査期間	令和2年5月18日～6月1日				
調査方法	郵送配布・郵送回収				
配布数	3,000人	有効回答数	1,420人	有効回答率	47.3%

② 関係団体等調査

本計画の策定にあたっては、関係団体等の視点による意見及び、障がいのある人の生活実態や意向を把握し、基礎資料を得ることを目的に調査票様式への記入等による関係団体等調査を実施しました。本来であれば、対面・面談によるヒアリング調査が望ましいですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みて配慮したものです。

調査対象団体	支援団体、当事者団体、障がい福祉サービス提供事業所
調査期間	令和2年6月3日～6月19日
調査方法	郵送配布・郵送回収、またはファクス・Eメールによる回収
回収数	15件

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和2年12月1日～令和3年1月6日
意見提出数	18件(3人)

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

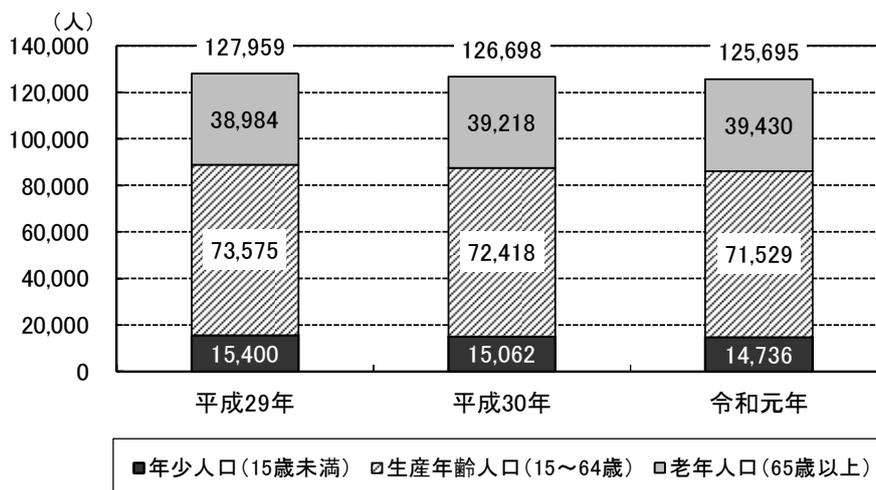
1. 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

本市の人口推移をみると、平成29年以降は減少傾向にあり、令和元年で125,695人となっています。

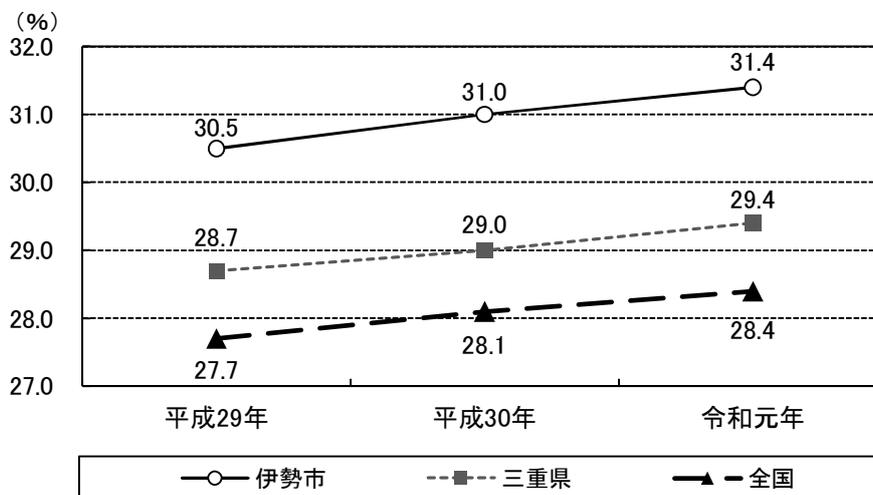
一方、65歳以上人口である老年人口は年々増加しており、高齢化が進んでいます。高齢化率は令和元年で31.4%と、三重県や全国と比べて高い水準となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月末現在）

■高齢化率の推移（伊勢市・三重県・全国）



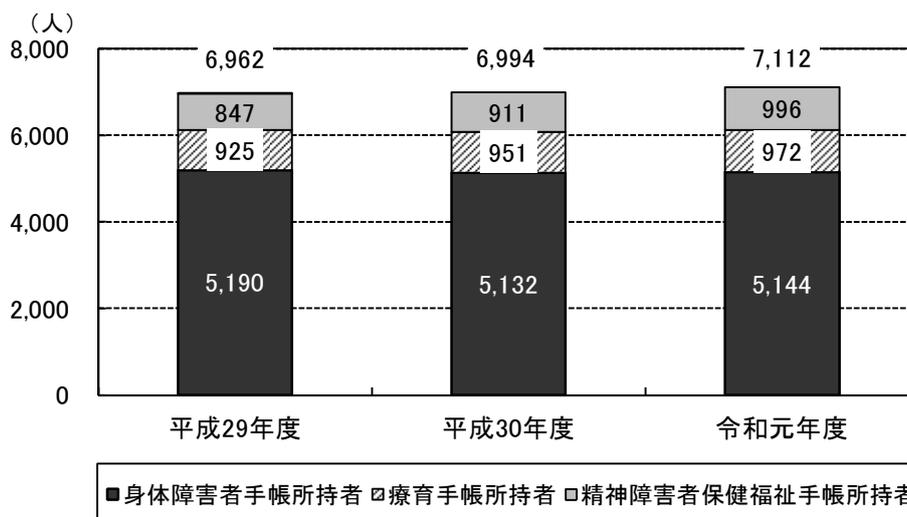
資料：伊勢市・三重県「三重県・みえDataBox」
全国「総務省統計局・人口推計」
（各年10月1日現在）

(2) 障がいのある人の状況

① 障がい種別手帳所持者数の推移

手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において、増加傾向にあります。

■障がい種別手帳所持者数の推移



資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

② 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年度から平成30年度にかけて減少しましたが、以降は増加しており、令和元年度で5,144人となっています。その中では、18歳未満と65歳以上において、増加が続いています。

等級別でみると、「1級」と「4級」の人が多くなっており、全体の半数以上を占めています。

種類別でみると、「肢体障がい」が最も多くなっており、全体の約半数を占めています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	100	101	112
18～64歳	1,386	1,287	1,216
65歳以上	3,704	3,744	3,816
合計	5,190	5,132	5,144

資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	1,746	1,738	1,732
2 級	729	723	710
3 級	837	808	838
4 級	1,211	1,211	1,185
5 級	258	253	275
6 級	409	399	404
合 計	5,190	5,132	5,144

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

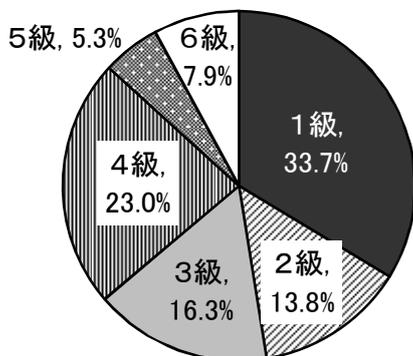
■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

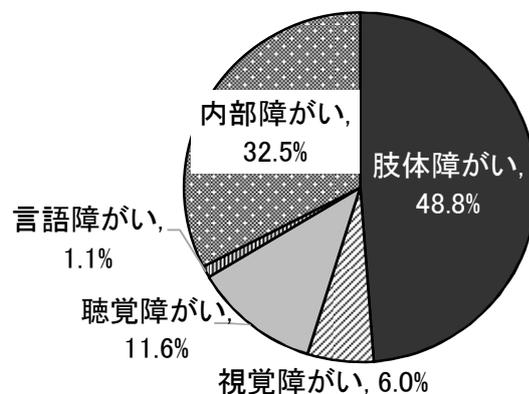
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
肢体障がい	2,582	2,512	2,509
視覚障がい	323	317	311
聴覚障がい	606	606	596
言語障がい	60	58	57
内部障がい	1,619	1,639	1,671
合 計	5,190	5,132	5,144

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

■等級別身体障害者手帳所持者数の内訳



■種類別身体障害者手帳所持者数の内訳



資料：庁内資料（令和元年度末時点）

③ 知的障がいのある人

療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、いずれの年齢でも増加傾向にあります。

また、障がいの程度別でみると、「B1」が35.5%で最も多く、次いで「A2」が27.8%となっています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	197	206	207
18～64 歳	647	651	669
65 歳以上	81	94	96
合 計	925	951	972

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

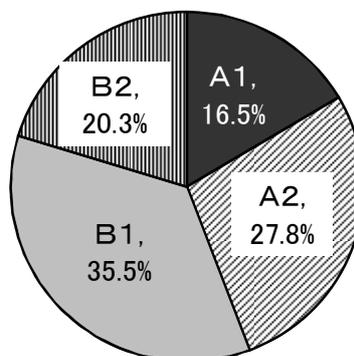
■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 1	158	159	160
A 2	277	280	270
B 1	325	341	345
B 2	165	171	197
合 計	925	951	972

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

■障がいの程度別療育手帳所持者数の内訳



資料：庁内資料（令和元年度末時点）

④ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、いずれの年齢でも増加傾向にあります。

等級別でみると、「2級」が多く、6割以上を占めています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	13	15	22
18～64 歳	709	747	797
65 歳以上	125	149	177
合 計	847	911	996

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

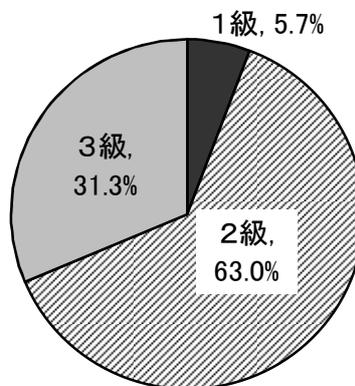
■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	69	67	57
2 級	521	569	627
3 級	257	275	312
合 計	847	911	996

資料：庁内資料（各年度 3 月 31 日現在）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の内訳



資料：庁内資料（令和元年度末時点）

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、障害者基本法の理念に則り、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指して、前期計画に引き続き、『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』を基本理念とします。

《伊勢市第2期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本理念》

**だれもが自分らしく暮らせる
自立と共生のまち いせ**



2. 基本的視点

基本理念である『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』を実現すべく、計画全体にわたる横断的な考え方として、次の基本的な視点を定めます。

① 障がい者の社会参加と自立、自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえつつ、自らが適切に意思決定し、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援を受けながら、自立した生活を送ることができるよう、自己決定を尊重する計画とします。

② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加を促進するため、あらゆる社会的障壁の除去を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるよう、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上に向けた環境整備を図る計画とします。

③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が孤立化せず、すべてのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、切れ目のない支援を行うとともに、課題に応じては分野の枠組みにとらわれることなく総合的かつ横断的に対応するなど、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立った計画とします。

④ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人が持つ、一人ひとり固有の尊厳を重視し、障がいの特性や障がいの状態、生活実態等に応じた、障がいのある人の個別的な支援の必要性に留意した計画とします。

⑤ 障がいのある子ども及び高齢者などの複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある子ども、障がいのある高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対しては、特にきめ細かい配慮の必要性があることを十分に踏まえた計画とします。

3. 基本目標

基本理念である『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』を実現するため、先述の基本的視点を踏まえながら5つの基本目標を定め、総合的かつ網羅的に施策の推進に取り組みます。

[基本目標1] 日常の自立した暮らしへの支援

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、日常的な生活支援サービスの充実や、生活の場の確保、保健・医療体制の充実など、暮らしにおけるさまざまな支援を進めます。

さらに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通を担う人材の確保・育成に取り組むなど、意思疎通支援の充実を図ります。

[基本目標2] 相談支援と権利擁護の推進

高齢化の進展や地域におけるつながりの希薄化などを背景として、障がいのある人が抱える問題は複雑多様化するとともに、複合化の様相もうかがえます。そういった問題に対して、総合的に対応可能な相談支援体制の充実はもとより、専門機関等と連携したネットワークの強化を図ります。

[基本目標3] 就労や社会参加への支援

障がいのある人が、地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるという考え方を踏まえながら、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労や中間的就労の場の充実を図るなど、多様な就労機会の確保に努めます。

また、障がいの有無にかかわらず、社会活動に参画し生きがいのある豊かな暮らしを送ることができるよう、円滑に生涯学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の整備を推進するなど、社会参加の機会充実に努めます。

[基本目標4] こどもの育ちと家庭の安心への支援

子どもは地域の宝であるという認識のもと、本市で生まれ育つすべての子どもの育ちと子育て家庭を支えるため、発達や障がいに関する相談支援の充実とともに、早期発見・早期支援の体制強化及び療育体制の充実を図ります。

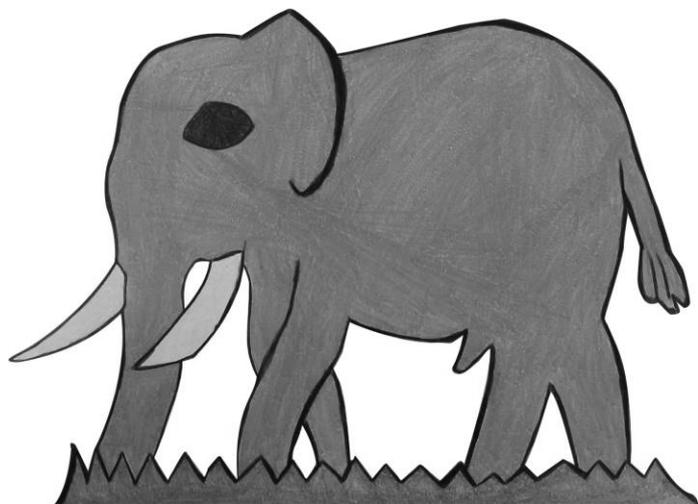
さらに、一人ひとりの多様性を尊重し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を発揮しながら参加できる社会を目指し、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

[基本目標5] ひとにやさしいまちづくりの推進

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する理解や関心を高めるとともに、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるための取り組みを進めます。

また、地域で安全・安心に生活することは、すべての市民の願いでもあります。障がいのある人もない人も、だれもが快適で暮らしやすく、さらには障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の整備を推進します。

加えて、アクセシビリティに配慮したまちづくりを進めるにあたっての仕組みづくりや、地域における防災・防犯対策等を推進します。

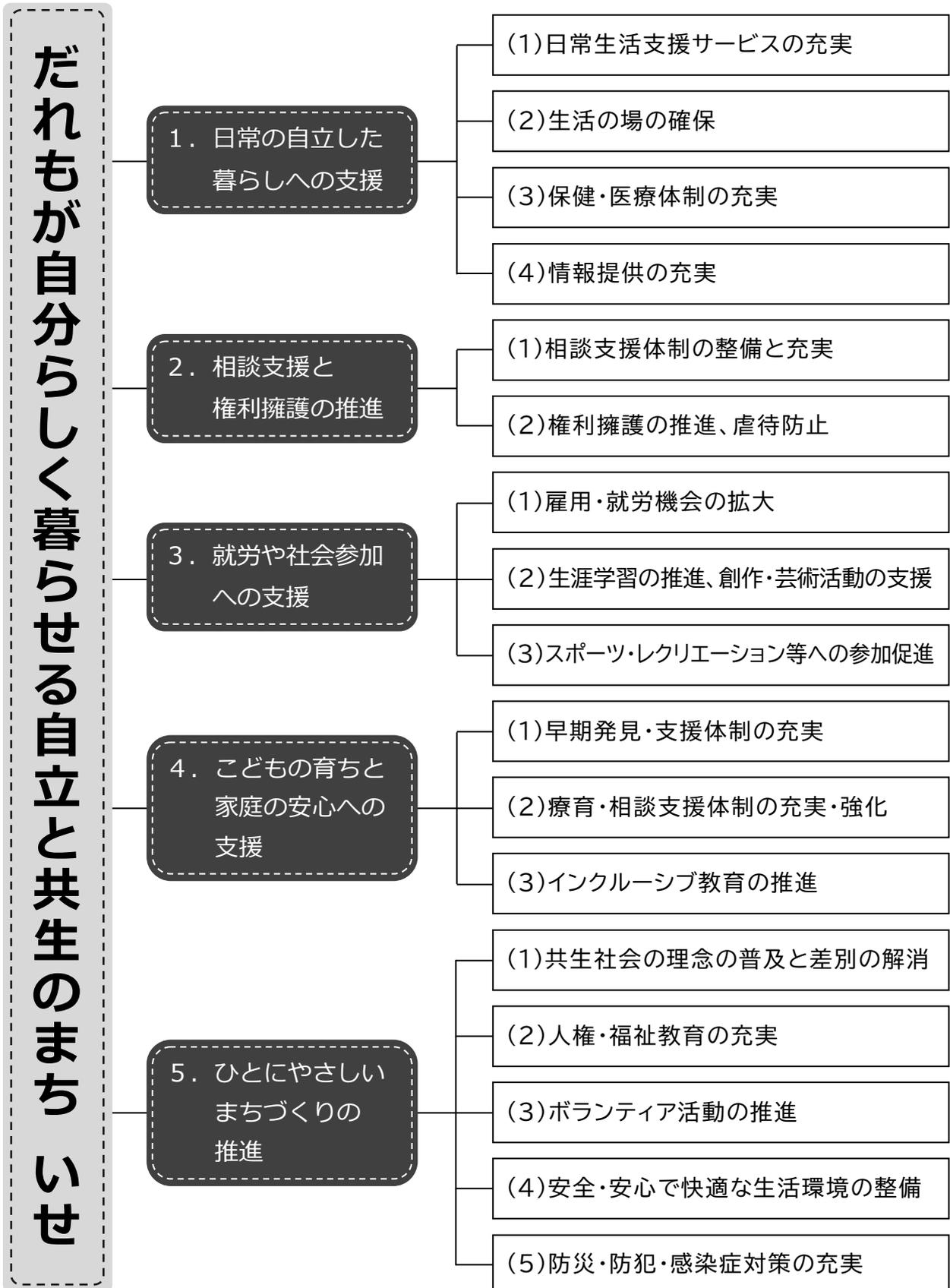


4. 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】



第4章 施策の方向

〔基本目標1〕 日常の自立した暮らしへの支援

(1) 日常生活支援サービスの充実

現状と課題

- ・本市では、継続的な在宅サービスの確保に努めてきましたが、訪問系サービスにおいては、人材育成や障がいへの理解といった質の充実とともに、重度訪問介護や居宅介護のサービス提供事業所の確保といった量の確保が求められています。
- ・アンケート調査の結果からは、障がい種別によってサービス利用におけるニーズが異なることが明らかになるとともに、その多様性がうかがえます。そのため、障がいのある人それぞれのニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、計画相談支援の周知・普及が重要であると考えられます。
- ・日中活動系サービスにおいては、地域から事業所の不足を指摘する声も上がっている中、特に、重度障がいのある人が利用できる生活介護事業所の確保、介護者等のレスパイトとして安定的に利用できる短期入所サービスの提供体制の整備が求められています。

方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、多様化するニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保された中で、自ら望む生活のあり方を選択できるよう、利用者ニーズの把握とともに、サービス基盤の整備を進めます。さらに、その必要性を背景としながら、居宅介護や生活介護等のサービス提供体制の確保を図ります。

また、障がいのある人の生活課題を解決し、よりよい暮らしを実現するため、サービス等利用計画（計画相談支援）に基づき、障がい福祉サービス等の活用を進めます。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
訪問系サービスの充実	居宅介護サービスの量と質の充実を図ります。また、重度訪問介護、行動援護のサービス提供体制の確保にも努めます。	障がい福祉課
日中活動系サービスの確保	特に、重度障がいのある人が利用できる生活介護や短期入所サービスの体制整備・拡充を図ります。 また、限りある人材の活用の観点から同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービスが受けられるよう、共生型サービスの参入を推進します。	障がい福祉課
一時的支援の充実	日中一時支援事業について、既存のサービス提供事業所の利用可能枠の拡大、新規参入事業所の確保に努めます。	障がい福祉課
計画相談支援の促進	障がい福祉サービス事業者等による指定特定相談支援事業所立ち上げを支援するなど、計画相談支援等の体制整備に努めます。	障がい福祉課

(2) 生活の場の確保

現状と課題

- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、市営住宅や介護事業所をグループホームへ活用するなどの整備を図ってきました。
- ・病院や入所施設から地域へ移行する際、グループホームは重要な位置を占めます。関係団体等調査やアンケート調査の結果から、生活の場としてのグループホームのニーズが高まっており、障がいのある人の保護者が高齢化する中、親なき後などを見据えた居住の場の確保も必要となります。

方向性

障がいのある人が地域で自立して暮らし続けていくため、グループホーム等の整備促進に向けた取り組みを推進します。また、地域での生活を安心して継続できるよう、生活基盤施設等の充実を図ります。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
グループホームの整備促進	施設整備補助制度の情報提供等により民間事業者による整備促進を図ります。 また、日中サービス支援型共同生活援助事業所の整備推進を図ります。	障がい福祉課
住環境整備への支援	障がいのある人が安心して地域に住み続けられるよう、居宅生活動作補助用具（住宅改修）の給付を継続します。	障がい福祉課

(3) 保健・医療体制の充実

現状と課題

- ・障がいの軽減等が見込まれる身体障がいのある人や、精神障がいのために通院中の人を対象として、自立支援医療費を支給することで、障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう取り組みを進めてきました。その一方、アンケート調査の結果からは、障がいによって必要な医療が受けられなかった実情がうかがえたことから、障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるようにするため、医療費の負担支援のみならず、医療従事者の障がいへの理解を深めていくことも求められます。
- ・入院中の精神障がいのある人の退院、地域移行を推進するため、精神保健・医療環境の充実とともに、市民に対する精神障がいへの理解促進が求められます。
- ・平成25年4月の制度改正から、難病等の方々が障がい福祉サービス等の対象となったため、難病患者に対する総合的な相談・支援や在宅療養上の適切な支援の提供が求められます。

方向性

障がいのある人が健康に暮らし続けられるよう、医療費の負担軽減を図るとともに、障がいの特性に応じた、適切な医療を受けることができる体制づくりに努めます。

また、保健・医療について、サービスの適切な提供を図るとともに、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療に努めるなど、健康の増進を図ります。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
医療の給付・助成制度の実施	障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）などの医療費の公費負担や障害者医療費助成を行います。	医療保険課 障がい福祉課
保健指導の推進	「健康相談」や「訪問指導」を実施し、心身の健康に関する相談を通じて生活指導や健康づくりの啓発を行うとともに、新たな障がいの発生を予防し、状態の維持や改善を図ります。	健康課
医療機関等との連携	保健所・医療機関との連携に努め、障がいのある人が必要な医療を適切に受けられるよう支援します。	健康課 障がい福祉課

（４）情報提供の充実

現状と課題

- ・障がいによる情報入手手段の違いに配慮した、利用しやすい情報提供の推進が求められていることから、点字広報や声の広報を提供するにあたっては、伊勢市パソコン点訳グループと伊勢市ひばり朗読奉仕会に、それぞれの作成を依頼しています。
- ・必要な情報をタイムリーに取得することができるよう、ホームページやSNS等を活用した、情報の電子的提供の充実が求められます。
- ・意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、相手に正しく理解してもらうことを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者派遣や、市役所への手話通訳者の配置、手話奉仕員養成事業等に取り組んでいます。今後も引き続き、ニーズに応じた意思疎通支援事業の充実が求められます。

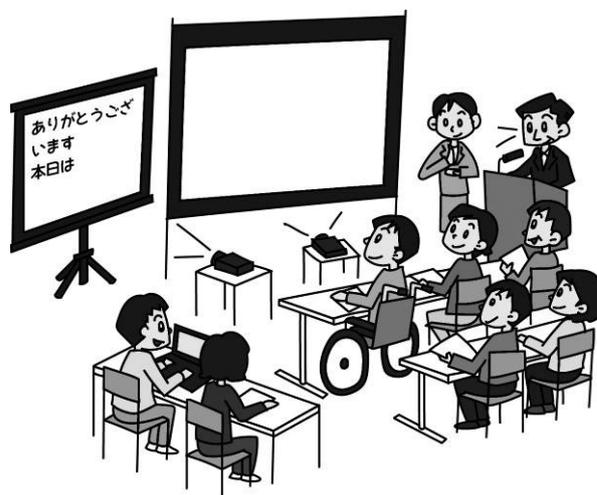
方向性

障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報に、円滑にアクセスすることができるよう、情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供に努め、情報アクセシビリティの確保及び向上に努めます。

また、平成 27 年 10 月に制定した「伊勢市手話言語条例」に基づき、手話を使って安心して暮らすことができ、すべての人々が互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができるまちを目指します。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
広報などによる情報の提供	「広報いせ」やホームページ、文字放送など市の広報機能を活用し、障がい福祉に関する情報提供の充実を図ります。 また、ガイドブック「障がい者の福祉」の掲載内容を随時見直し、改善を加えながら、福祉サービスや各種制度の周知を図り、その利用を促進します。	障がい福祉課
手話通訳者・要約筆記者の充実	聴覚障がいのある人等の社会参加の促進・向上等を図るため、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、手話通訳者を窓口配置するとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成・確保に努めます。	障がい福祉課
手話奉仕員の養成	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話奉仕員の養成のため、研修等を行います。	障がい福祉課
広報による情報保障	障がいのある人もない人も、情報を得やすい紙面づくりに努めます。また、視覚障がいのある人の情報保障と社会参加を図るため、音声による「声の広報」や「点字広報」の充実及び周知に努めます。	障がい福祉課 広報広聴課



[基本目標 2] 相談支援と権利擁護の推進

(1) 相談支援体制の整備と充実

現状と課題

- ・本市では、障がい種別や年齢にかかわらず一次相談や、アウトリーチによる相談を行う障害者地域相談支援センターを市内3箇所に設置していますが、その認知度をさらに高めるための周知が必要です。
- ・身近な地域でさまざまな障がいに対応したワンストップな相談支援を受けられる体制整備と、それぞれの相談機関のネットワーク強化が求められます。
- ・地域全体にわたる課題を検討・調整するため、伊勢市障害者施策推進協議会を設置し、ネットワークの構築を推進してきました。今後も、複合化する地域の生活課題を集約・対応していくため、伊勢市障害者施策推進協議会を中心に、障がいのある人やその家族と関係機関を結ぶネットワークを強化していくことが求められます。

方向性

基幹相談支援センターの機能強化に努めるとともに、障がいのある人の自立した生活を支援していくため、障がいのある子どもや障がいのある高齢者など、複合的に困難な状況に対応できる重層的支援体制の構築に努めるとともに、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
基幹相談支援センターの機能強化	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人への総合的な相談業務を実施し、地域の実情に応じた相談支援体制の強化や地域づくりに取り組みます。	障がい福祉課
障害者地域相談支援センターの充実	市内に3箇所ある障害者地域相談支援センターによる相談支援体制の充実を図り、きめ細かな相談支援を行います。 また、障がいのある人が介護保険サービスへ移行する際には、適切なサービス利用を継続するための相談支援体制づくりに取り組むとともに、広報等での周知に努め、相談支援の利用促進を図ります。	障がい福祉課

取り組み	概要	担当課
計画相談支援事業所との連携	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を含めた相談支援体制の連携をさらに強化します。	障がい福祉課
相談支援と伊勢市障害者施策推進協議会、障がい福祉計画への連動	相談支援において把握される利用者ニーズを伊勢市障害者施策推進協議会へ集約するとともに、その課題について協議・検討を行い、障がい福祉計画における取り組みに連動する仕組みの確立に努めます。	障がい福祉課

(2) 権利擁護の推進、虐待防止

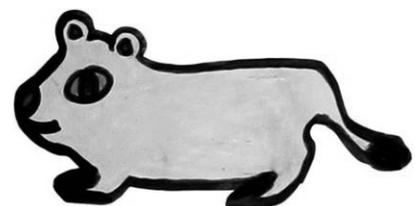
現状と課題

- ・障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護のための取り組みの一層の充実が求められます。
- ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援（地域権利擁護）事業の利用促進を図ってきましたが、関係団体等調査の結果からは、権利擁護や成年後見制度の普及・啓発が求められていることがうかがえます。そのため、さらなる周知に組みながら、利用を必要としている人への適切な利用の促進が求められます。

方向性

障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

また、障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発を推進するなどにより、障がいのある人への虐待を防止します。



具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力の十分でない人が適切なサービスを利用できるようにし、日常の生活を支援するため、事業の周知を図り、利用を促進します。	障がい福祉課
「伊勢市成年後見サポートセンターきぼう」を核とした成年後見制度の利用促進	判断能力の十分でない人の権利や財産を守るため、成年後見制度についての周知を図り、利用を促進します。 また、成年後見制度の推進に向けて、市民後見人の養成や専門職などによる支援等の体制を充実し、成年後見の担い手の育成及び活用に関する取り組みを進めます。	障がい福祉課 高齢者支援課
障がい者虐待の防止	障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化を図るとともに、虐待を受けている疑いのある障がいのある人への迅速で適切な対応を実施します。 また、虐待の防止や早期発見に向けた効果的な周知・啓発などを検討し、実施します。	障がい福祉課



[基本目標3] 就労や社会参加への支援

(1) 雇用・就労機会の拡大

現状と課題

- ・ 障害者就職面接会の周知や障害者雇用率対象事業所への訪問などを行い、就労機会の拡大や障がい者雇用の促進に努めていますが、就労を希望する人が就労に結びついていない現状もうかがえます。アンケート調査の結果からは、特に精神障がいのある人の就労意向の高さがうかがえるため、就労につなげていく支援の充実が求められます。
- ・ 就労の場を確保するためには、企業側に工夫や配慮が必要な面もあり、各企業に対する啓発や障がいのある人の雇用促進を図っていくことが必要です。
- ・ アンケート調査や関係団体等調査などの結果から、就労における支援について、障がいに応じた就労形態や職場の人たちの障がいに対する理解が求められており、多様な雇用形態の採用や職場環境の改善など、職場定着のための支援が重要となります。
- ・ 一般就労が難しい人に対して、作業所などの充実に努めてきましたが、不足しているとの声もあり、福祉的就労の場の確保が求められます。また、年金等の支給や経済的負担の軽減等による経済的自立の支援なども必要です。

方向性

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるという考え方のもと、テレワークといった新しい生活様式を踏まえた働き方も念頭に、障がい特性に合った多様な雇用機会の提供と就労後の定着支援を進めるべく、関係機関と連携した総合的な就労支援を行いながら、障がいのある人の就労促進を図ります。

また、企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、中間的就労や福祉的就労の場など、多様な就労機会の確保を図るとともに、経済的自立の支援を進めます。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
<p>就労機会の拡大</p>	<p>障がいのある人の雇用機会の拡大を目指し、公共職業安定所による障害者就職面接会などの情報の広報・啓発に努めます。</p> <p>また、公共職業安定所等の関係機関と連携し、事業所訪問を実施するなど、障がいのある人の雇用を働きかけていきます。</p> <p>さらに市として「障害者雇用促進法」の理念を尊重し、障がいのある人の雇用に努めます。</p>	<p>障がい福祉課 商工労政課 職員課</p>
<p>雇用の促進に対する支援</p>	<p>雇用促進にかかるシンポジウムの開催などを通して、市民や企業の理解促進・意識向上に努めます。</p> <p>また、伊勢市障害者施策推進協議会の運営を通じて、障がいのある人の雇用促進についての課題を共有し、障がいのある人の雇用を支援します。</p>	<p>障がい福祉課 商工労政課</p>
<p>障害者就労施設等からの物品の調達等の推進</p>	<p>障害者就労施設等で働く、障がいのある人の工賃水準を引き上げるため、優先的に物品の購入及び役務の提供の促進に努めます。</p>	<p>障がい福祉課 関係各課</p>
<p>労働に関する相談窓口の広報</p>	<p>国や三重県が開設する、労働者や事業主からの労働に関する相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>商工労政課</p>
<p>福祉的就労の場の充実</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援（A・B型）事業所の確保を図るとともに、一般就労への移行支援等にも努めます。</p> <p>また、障がいの有無にかかわらず、対等な立場でともに働ける新しい職場形態である「社会的事業所」の設置・運営に対する支援を行います。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>公共職業安定所等、関係機関との連携</p>	<p>伊勢市障害者施策推進協議会や公共職業安定所等、関係機関との連携のもと、障がいのある人の地域での就労及びその継続を支援します。</p>	<p>障がい福祉課 商工労政課</p>

(2) 生涯学習の推進、創作・芸術活動の支援

現状と課題

・障がいの有無にかかわらず、市民が生涯学習講座を受講できるよう、施設のバリアフリー化や部屋のレイアウトを工夫するなど、だれもが利用しやすい環境づくりに努めています。今後は、より積極的な参画を得るため、ハード面のみならず、障がいのある人が参加しやすい生涯学習講座を充実させるとともに、地域において文化芸術活動に親しむことができる環境づくりが求められます。

方向性

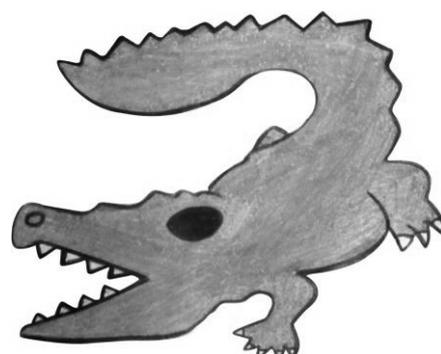
市が主催する講演会や展覧会などの場において、手話通訳者や要約筆記者などを派遣し、障がいのある人が活動しやすい工夫・配慮が提供されるよう努めます。

また、いわゆる読書バリアフリー法の制定に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が等しく読書を通じて文字・活字文化を享受できる環境を目指します。

さらに、障がいのある人の文化芸術活動の普及や民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取り組みを支援します。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
学習機会の充実	障がいの有無にかかわらず生涯学習講座を受講できるよう、関係課との連携を強化しながら、講座内容の充実を図ります。 また、障がいのある人がアクセスしやすい読書環境の整備を目指します。	社会教育課
施設のバリアフリー化	障がいのある人が利用しやすくなるよう、施設のバリアフリー化を図ります。	関係各課



(3) スポーツ・レクリエーション等への参加促進

現状と課題

- ・本市では毎年、「障がい者体育祭」を開催することにより、障がいのある人の社会参加及び健康増進を図っています。また、「いせスポーツフェスティバル」においてニュースポーツ体験会やボッチャ交流大会を開催し、参加者同士の親睦を深めるとともに、障がい者スポーツへの理解を広めています。引き続き、創意工夫を凝らしながら、障がいのある人が気軽にスポーツできる環境づくりを進める必要があります。
- ・障がいのある人が文化芸術活動や、スポーツ・レクリエーションなどに円滑に取り組むことができるよう、外出支援などをはじめとする環境づくりが求められます。

方向性

障がいのある人が地域において、文化活動やスポーツに親しむことができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動やスポーツを行うことのできる環境づくりを推進し、社会参加の場の提供や支援の充実を図ります。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
イベントの開催による交流促進	毎年開催されている障がい者体育祭により、障がいのある人の社会参加及び健康増進を図るとともに、お互いの親睦を深めます。 また、「三重とわか国体・大会」の開催を機に、各種団体との連携を深め、参加者同士の親睦をより一層深められるよう努めます。	スポーツ課 障がい福祉課
フリースペースの支援	固定的なプログラムを持たない、だれもが集えるフリースペースの運営を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。	障がい福祉課

[基本目標 4] こどもの育ちと家庭の安心への支援

(1) 早期発見・支援体制の充実

現状と課題

- ・近年、幼稚園や保育所等、学校において発達障がいやその周辺域の子どもが増加傾向にあり、従来の3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症等）を含めた支援のあり方が課題となっています。
- ・障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による、早期発見・早期療育体制の充実が求められます。

方向性

肢体不自由のある児童、知的障がいのある児童、発達障がいのある児童にとって、障がいの早期発見と早期療育が重要であることから、訪問指導や健康診査等の機会を通じ、教育機関等との連携を図りながら、早期発見・早期支援に努めます。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
母子保健施策の推進	「新生児等家庭訪問指導」を実施し、新生児の異常の早期発見や早期支援とともに、ハイリスクの妊産婦や乳幼児、家族に対する育児支援を行います。 また、節目の時期に発達・発育状況を確認する「乳幼児健診」を実施し、障がいを早期に発見するとともに、適切な指導、関係機関への連携を図るなど、切れ目のない支援を行います。	健康課
発達支援事業の推進	「5歳児発達支援事業」を全園に実施し、発達の課題を早期に発見し、子どもの特性理解を深めるとともに、就学に向けての移行支援を行います。	こども発達支援室

(2) 療育・相談支援体制の充実・強化

現状と課題

- ・アンケート調査の結果からは、障がいの程度・内容に合った教育・療育を求める声が多くなっていることから、それらに向けた対応の充実が求められています。
- ・本市では、こども発達支援室にみえ発達障がい支援システムアドバイザーを配置し、発達支援体制の強化を図ってきましたが、発達障がいがある児童の増加が懸念される中、さらなる支援体制の充実が必要です。

方向性

療育や発達に支援の必要がある児童に対する適切な療育を充実するため、就学前の児童に対する「児童発達支援事業」、学齢期の児童に対する「放課後等デイサービス」の提供体制の拡充を進めるとともに、地域における支援体制の充実を図ります。

また、教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
療育の充実	<p>就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を図るための「児童発達支援事業」、学齢期の児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくるため「放課後等デイサービス」の提供体制の拡充に努めます。</p> <p>また、「児童発達支援事業」における地域の中核的な支援機関である児童発達支援センターとして地域支援の充実を図ります。</p>	こども発達支援室 障がい福祉課

取り組み	概要	担当課
相談窓口の充実	障がいのある子どもの保護者に対し、「発達相談」や「教育相談」、「カウンセリング」、「家庭教育相談」などの相談窓口を開設するとともに、各機関において適切なコーディネートを行い、就学前及び就学後の相談の充実を図ります。	こども発達支援室 学校教育課 障がい福祉課 教育研究所
パーソナルファイルの活用推進	教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、切れ目のない一貫した支援の充実のためのツールとして、「パーソナルファイル」の活用を推進します。	こども発達支援室 学校教育課 障がい福祉課

(3) インクルーシブ教育の推進

現状と課題

- ・障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、教育に柔軟に生かすため、関係機関との連携が求められています。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心に、保幼小中高・関係機関と連携を強化しながら、特別支援教育体制の充実を図っています。今後は、インクルーシブ教育の実現に向けた、さらに多様で柔軟な対応や支援の充実が求められます。

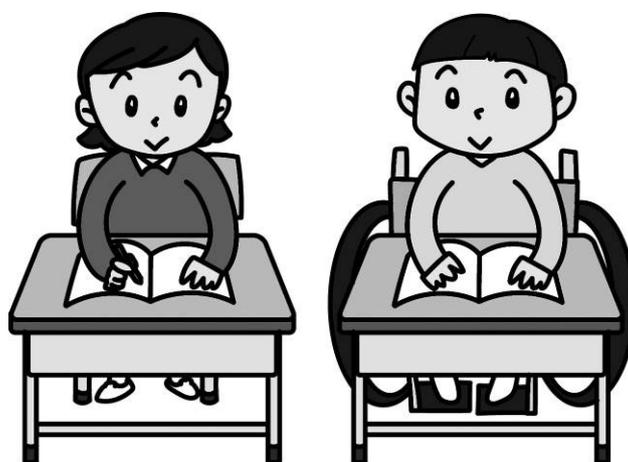
方向性

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの個別の教育的ニーズを踏まえ、自立と社会参加を見据えた教育の充実を図ります。

また、市内公立小・中学校において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために、多様で柔軟な対応や支援を行いながら特別支援教育の充実を図るとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて取り組んでいきます。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
関係機関との連携の充実	<p>特別支援教育の充実を目指して、保幼小中高のさらなる連携を図るとともに、障がいのある幼児、児童生徒の理解と支援のあり方について検討する特別支援教育推進会議の場で、関係機関の情報共有や方向性の確認を行いながら、特別支援教育体制の整備に努めます。</p>	<p>こども発達支援室 学校教育課 障がい福祉課</p>
特別支援教育の充実	<p>保育所や幼稚園等、小中学校においては、センター的な役割を担う特別支援学校との連携を図りながら、特別支援教育のコーディネーターを含む推進役を中心として、特別支援教育体制を整備します。</p> <p>また、巡回相談を希望する保幼小中に専門家を派遣し、支援方法などの指導・助言の充実を図ります。</p> <p>さらに、講演会の実施や校内研修会への講師派遣を通じて、特別支援教育に対する教職員の指導力・専門性の向上を図ります。</p>	<p>こども発達支援室 学校教育課 障がい福祉課</p>



〔基本目標5〕ひとにやさしいまちづくりの推進

(1) 共生社会の理念の普及と差別の解消

現状と課題

- ・障がい者サポーター制度や街頭啓発の実施など、啓発事業の推進や情報発信に取り組んできましたが、障がいのある人にとっては依然、周囲の理解不足が問題であるということが、アンケート調査の結果から明らかになりました。今後も引き続き、障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及や、啓発活動の推進が求められます。
- ・障がいのある人が必要とする社会的障壁の解消や、合理的配慮を推進するため、障がいに対する市民の関心を高めるとともに、配慮が必要なことへの理解を深めていくことが重要です。

方向性

障がいの有無にかかわらず、ともに住み慣れた地域で生活するため、障がいに対する正しい知識を広め、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めます。

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する継続的な周知を図るとともに、選挙等における配慮を行うなど、さまざまな合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
啓発事業の推進	障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、障害者週間の意義の周知など、啓発事業の推進を図ります。	障がい福祉課
情報発信の充実	障がいのある人に関連する行事や研修会などの情報を、さまざまな形で発信し、広く周知を図ります。	障がい福祉課

取り組み	概要	担当課
行政サービス等における配慮	<p>障害者の権利に関する条約及び障害者差別解消法の周知を図るとともに、職員等に対して障がいに関する理解を促進するため必要な研修等を実施し、窓口等における配慮の徹底を図ります。</p> <p>また、投票所における投票環境の向上に努めるなど、政策参加における障がいのある人の権利の保障に努めるとともに、障がいのある人が必要とする社会的障壁の解消や、合理的配慮等を推進するための支援措置を検討します。</p>	障がい福祉課 職員課 関係各課
障がい者サポーター制度の推進	<p>さまざまな障がいの特性や、障がいのある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践する障がい者サポーターの活動を通じて、障がいについての理解の促進を図ります。</p>	障がい福祉課

(2) 人権・福祉教育の充実

現状と課題

- ・本市では、障がいをテーマとした各種講座・セミナーを開催し、市民に向けて啓発する場を設けているとともに、学校において、障がいのある人との交流を通じた福祉教育を実施しています。しかし、アンケート調査の結果からは、半数近くが普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたことがあるという現状が明らかになりました。市民の障がいに対する理解を促すべく、正しい知識の普及と理解を深める啓発が引き続き求められます。
- ・また、学校以外の場においても、障がいのある人とない人が互いにコミュニケーションを図る機会や福祉教育を行う機会の充実が求められます。

方向性

共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する正しい知識の普及・啓発や人権教育、福祉教育を推進します。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
学校における人権教育・福祉教育の充実	<p>各学校における人権教育や福祉教育に係る学習を進めていくとともに、子どもたちが自らの問題であるにとらえられるような質の高い学習を推進します。</p> <p>また、特別支援学校との交流及び共同学習を通じて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で学ぶ機会を充実させることで、将来、障がいのある子どもが地域で生活できる共生社会の基盤づくりを進めます。</p>	学校教育課
人権教育の推進	<p>障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得られるよう、講演会や研修会等を行います。</p> <p>また、広報紙・ホームページ等の市の媒体を通じての情報発信と、リーフレット等の配布やパネル展示を行うなどの普及啓発に努めます。</p>	人権政策課

(3) ボランティア活動の推進

現状と課題

- ・ボランティア養成講座や各種講座の実施による福祉への理解向上を図ってきましたが、ボランティアの担い手はまだまだ少ない現状です。養成活動の充実とともに、参加しやすい環境並びに仕組みづくり、さらに今後は複合的な課題解決ができるよう、福祉分野における視点の一体化も求められます。
- ・また、ホームページ、広報紙、掲示板等でボランティア活動団体の活動の周知・啓発を行ってきましたが、周知方法の媒体や実施方策などへの工夫を重ね、ボランティア活動のさらなる普及促進を、継続的に進めることが必要です。

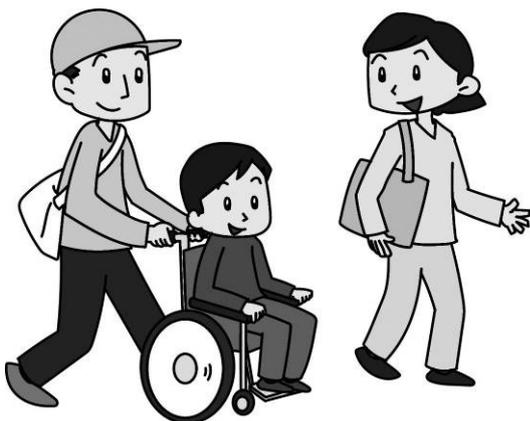
方向性

児童生徒や、市民のボランティア活動に対する理解を深めながら、その活動支援に努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解・協力を促進します。

また、特定非営利活動法人やボランティア団体等の多様な主体による、障がいのある人のための取り組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
人材の育成・確保	社会福祉協議会などの関係機関と連携し、活動者の発掘やボランティア養成講座を実施するなど、人材の確保・育成及び資質の向上に努めます。	福祉総務課 市民交流課
拠点の充実	社会福祉協議会などに働きかけ、ボランティアセンター・いせ市民活動センターの相談窓口としての機能を充実し、障がいの有無にかかわらず安心して利用できる体制づくりを目指します。	福祉総務課 市民交流課
活動の普及・支援	社会福祉協議会などと連携してボランティアセンター・いせ市民活動センターからさまざまな情報発信を行い、ボランティア活動の啓発と普及を図り、その活動を支援します。 また、各地域内のふれあい、支え合いによる事業の取り組みを通じ、ボランティア活動の普及促進を行います。	福祉総務課 市民交流課



(4) 安全・安心で快適な生活環境の整備

現状と課題

- ・障がいのある人が安心して地域に住み続けられるよう、住宅改修に際してはバリアフリーに関する情報提供や、相談体制の整備を図ってきました。その一方、普段の生活の中で、ハード面に起因する不便さを感じるという声もうかがえるため、引き続きユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の全市的な促進が求められます。
- ・伊勢市駅、宇治山田駅におけるバリアフリー化整備に加え、五十鈴川駅周辺地区において「伊勢市交通バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化事業が、各事業者により進められていますが、市内には依然として移動が困難なところがあります。今後は建物や公共交通機関、それらをつなぐ経路などにおけるバリアフリー化整備や、バリアフリーに関しての分かりやすい情報提供、ハード整備でカバーできない部分を補完する「心のバリアフリー」の取り組みなど、ハードとソフトの両面からバリアフリー化を推進していくことが必要です。
- ・重度障がい者タクシー料金助成については、利用制限を変更したことにより、利用率が増加しています。外出支援は社会参加の機会の確保のために重要であり、今後ともさらなる充実が求められます。

方向性

だれもが安全に、安心して、快適に暮らす中で積極的な社会参加ができるよう、歩道や公園、駅や公共施設などのバリアフリー化から、移動も含め、合理的配慮の観点のもと、安全・安心で快適な環境整備を推進します。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	だれもが快適に安心して利用できるよう、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、道路や公園などの都市基盤施設や市営住宅などのユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を進めます。 また、個々の施設のみならず、施設と施設をつなぐ経路や公共交通についても、関係者と協議を進め、整備促進に努めます。	都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 住宅政策課

取り組み	概要	担当課
公共交通の整備・充実	バス運行の維持や運行内容の改善、バリアフリー車両の導入など、移動手段の確保や障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。	交通政策課
各種交通機関における助成	<p>重度障がい者タクシー料金助成制度をはじめ、各種公共交通機関における料金割引を周知するなどにより、障がいのある人が移動しやすい環境を整えます。</p> <p>また、三重おもいやり駐車場利用証制度の推進及び周知に努めます。</p>	障がい福祉課

(5) 防災・防犯・感染症対策の充実

現状と課題

- ・災害時に一人で避難することが困難な人がいる中、地域住民や関係団体等の連携による災害発生時の支援体制の強化が求められます。また、有事の際においては障がい種別に応じた適切な対応を行うとともに、市民への理解を促すことが重要となります。
- ・まちづくり協議会や自治会等に協力を求めながら防犯活動に取り組んでいますが、今後も引き続き情報交換を行うなど、さらなる連携が必要です。
- ・避難行動要支援者制度に基づき、「防災ささえあい名簿」の登録を促しつつ、その周知に取り組んでいます。また、アンケート調査の結果からは、知的障がいのある人は、他の障がいのある人に比べて「一人で避難できない人」が多い傾向がうかがえます。今後は、障がいのある人へのさまざまな機会をとらえた一層の周知が求められます。
- ・市内の施設と福祉避難所の協定を結び、障がいのある人への災害時の体制整備に努めています
- ・犯罪や消費者トラブルなどの防犯対策の推進が求められる中、各地域組織の理解と意識の向上を深め、安全で安心なまちを目指していくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症など感染症の拡大は、障がいのある人の日常生活や福祉サービスの利用に大きな影響を及ぼします。感染症予防に関する正しい知識と適切な対応の啓発が必要となります。

方向性

南海トラフ地震の発生や大型台風、集中豪雨等による風水害など、災害の甚大化・深刻化の懸念と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とする感染症への懸念が高まっています。不確実性の高まる中であって、障がいのある人が地域で安全・安心に生活できるよう、障がいのある人が参加する防災訓練の実施や、障がいのある人に対する適切な避難支援、福祉避難所の体制整備、その後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策、適切な感染症対策の充実に取り組みます。

また、障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と意識啓発を図り、障がいのある人の犯罪被害の防止に努めます。

具体的取り組み

取り組み	概要	担当課
防災、防犯体制の整備	<p>災害時の援助活動等が迅速に行えるよう、自主防災組織に対して資機材等の充実や訓練の支援を行うとともに、組織間の円滑な連携が図れる体制づくりを進めるなど、防災力の向上に努めます。</p> <p>また、犯罪被害の防止のため、自主防犯活動組織の育成や活動支援、関係機関及び関係団体との連携を進めます。</p>	危機管理課
防災、防犯意識の普及	<p>火災や犯罪の発生を未然に防ぐため、障がいのある人や高齢者などに配慮した防災・防犯意識の普及啓発、指導に努め、安全対策を推進します。</p>	危機管理課
地域における支援体制づくり	<p>「防災ささえあい名簿」の登録を促進し、地域の避難支援等関係者に情報提供を行うことにより、平常時より地域での見守りや訓練等を通じて災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりを進めます。</p>	障がい福祉課 高齢者支援課
地域における見守りネットワークづくり	<p>地域における見守りネットワークの各組織の理解と意識の向上を深め、犯罪被害や事故の防止に努め、安全で安心なまちを目指します。</p>	危機管理課
感染症に関する適切な情報提供・防止対策	<p>「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を図りながら、感染症の各段階に応じた、適切な情報提供並びに感染防止対策の啓発に努めます。</p>	健康課

第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、本計画の第1章「2. 計画の位置づけ」において示したように、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障がい児サービス等の提供体制の確保に関する、本市の基盤整備を計画的に進めるために策定するものです。

また、本計画第1章「4. 計画の期間」において示したように、令和3年度から令和5年度の3年間で計画期間としています。

策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえるとともに、基本理念である『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』を共有するものとしています。

2. 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人について、グループホームでの生活やひとり暮らしなど、地域での生活への移行を推進します。

第5期の進捗状況と課題

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、①平成28年度末時点における施設入所者（132人）の7%（9人）が令和2年度末までに地域生活に移行すること、②平成28年度末時点の施設入所者数（132人）から1人削減することを目標としました。

① 入所施設からの地域移行

令和2年度末までの目標	令和2年度末までの実績（見込）	令和2年度末までの進捗率（見込）
9人	9人	100.0%

② 施設入所者の削減

令和2年度末までの 目標	令和2年度末までの 実績（見込）	令和2年度末までの 進捗率（見込）
▲1人	▲4人	400.0%

入所施設からの地域移行及び、施設入所者の削減については、ともに目標達成となっています。

引き続き、障がいのある人にとって安心した地域生活が可能となるよう、グループホームの整備も含めた地域生活に必要な社会資源の充実や個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量の確保が求められています。

第6期の目標と考え方

【目標】

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、①令和元年度末時点における施設入所者数（127人）の6%以上（8人）が令和5年度末までに地域生活に移行すること、②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数（127人）から1.6%（3人）以上削減することを目標とします。

項目	数値	備考
令和元年度末時点における 施設入所者数（A）	127人	
【目標値①】 入所施設からの地域移行	8人	（A）のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
【目標値②】 施設入所者の削減	▲3人	

【考え方】

入所施設からの地域移行及び施設入所者の削減について、ともに国の基本指針に即した目標値を設定します。

目標達成のための方策

- 入所施設から地域生活への移行を希望する人に対し、市内の入所施設・相談支援事業所・基幹相談支援センターなどとの協働により地域移行を目指し、そこでの課題や効果的な支援のあり方などを確認し、次の取り組みへつなげていきます。

- 地域で安心して暮らせる環境整備について検討していきます。
- 地域生活に必要な社会資源を増やす取り組みを推進します。
- 関係機関等のネットワークの強化により、地域での生活を支援していきます。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市では、障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活で生じる緊急事態に対応するため、次の5つの機能による面的整備型の地域生活支援拠点等を、令和2年度に整備しました。

- ① コーディネーターを配置した、24時間365日対応の相談体制
- ② 短期入所等を活用した緊急時の受け入れ対応
- ③ 将来的な自立に向けた体験の機会・場の提供
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域のさまざまなニーズに対応できる地域の体制づくり

今後は、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

第5期の進捗状況と課題

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、①令和2年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍(20人)を目標にするとともに、②令和2年度末における就労移行支援事業利用者数が平成28年度末における利用者数(30人)の2割(6人)増加すること、③令和2年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を1箇所以上とすること、④令和2年度中に、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標としました。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和2年度中の 目標	令和2年度中の 実績（見込）	令和2年度中の 進捗率（見込）
20人	18人	90.0%

令和2年度中における一般就労への移行は18人と見込まれており、目標に対して90.0%の進捗率となっています。一般就労への移行の増加とともに、移行後の定着についても引き続き、取り組んでいく必要があります。

② 就労移行支援事業利用者数

令和2年度末の 目標	令和2年度末の 実績（見込）	令和2年度末の 進捗率（見込）
36人	28人	77.8%

就労移行支援事業利用者数については、目標達成が厳しい状況となっています。事業の利用促進を図るとともに、引き続き就労移行支援事業所における作業内容の充実と質の確保が求められます。

③ 就労移行率3割以上の事業所数

令和2年度末の 目標	令和2年度末の 実績（見込）	令和2年度末の 進捗率（見込）
1箇所	1箇所	100.0%

就労移行率3割以上の事業所数については、目標達成となっています。今後は、就労移行支援事業所の質の確保とともに、就労移行支援の利用者を一般就労に結びつけていくための取り組みが課題です。

④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

令和2年度末の 目標	令和2年度末までの 実績（見込）	令和2年度末までの 進捗率（見込）
8割	8割	100.0%

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率については、目標達成となっています。引き続き、継続的な取り組みを進めていく必要があります。

第6期の目標と考え方

【目標】

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、①令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にするとともに、①-1 就労移行支援事業における令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、①-2 就労継続支援A型事業における令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、①-3 就労継続支援B型事業における令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とすることを目標にします。なお、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における福祉施設から一般就労への移行者数の未達成割合0.1を①に加算し、目標値を目指すものとします。

加えて、②令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労者数	14人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行した人の数
令和元年度の就労移行支援事業における年間一般就労者数	6人	令和元年度に就労移行支援事業所を退所し、一般就労へ移行した人の数
令和元年度の就労継続支援A型事業における年間一般就労者数	5人	令和元年度に就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労へ移行した人の数
令和元年度の就労継続支援B型事業における年間一般就労者数	3人	令和元年度に就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労へ移行した人の数
【目標値①】令和5年度の年間一般就労者数	20人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行した人の数
【目標値①-1】令和5年度の就労移行支援事業における年間一般就労者数	9人	令和5年度に就労移行支援事業所を退所し、一般就労へ移行した人の数
【目標値①-2】令和5年度の就労継続支援A型事業における年間一般就労者数	7人	令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労へ移行した人の数
【目標値①-3】令和5年度の就労継続支援B型事業における年間一般就労者数	4人	令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労へ移行した人の数

【考え方】

国の基本指針に即した目標値を設定します。

② 就労定着支援事業利用者数

項目	数値	備考
【目標値②】 就労定着支援事業利用者数	14人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用すること

【考え方】

国の基本指針に即した目標値を設定します。

③ 就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
【目標値③】 就労定着支援事業の 就労定着率8割以上の 事業所の割合	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

【考え方】

国の基本指針に即した目標値を設定します。

目標達成のための方策

- 福祉施設から一般就労、定着への支援の流れを確立し、既存の就労移行支援事業所等における就労移行率を向上させることで、就労移行支援事業等の利用者を増加させます。
- 伊勢市障がい者就労体験サポート事業を通じて、就労経験や実習の機会の少ない障がいのある人が企業などでの仕事を体験することを通じて、一般就労に向けたチャレンジのきっかけづくりを進めるとともに、企業に対し短期間の実習を受け入れることで、障がいのある人とともに働くことへのイメージづくりと障がいへの理解を促進します。
- 有効な障がい者雇用促進策について引き続き検討するとともに、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、いせ若者就業サポートステーション、伊勢市生活サポートセンター、就労支援事業所等との連携を強化し、企業等に対し、障がい者雇用に対する理解促進及び各種制度の分かりやすい周知により、障がいの特性に応じた就労機会の創出などを促進します。
- 就労を目指す支援のあり方や質の確保について、就労移行支援事業所等への研修、啓発の機会促進、連携の強化を図ります。
- 一般就労した人の職場定着率を向上させるため、就労定着支援事業の利用促進を図ります。
- 農業を障がいのある人の就労の場とする農福連携について検討していきます。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を検討するとともに、児童のライフステージに応じた途切れのない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等が連携した支援を提供する体制を検討します。

第5期の進捗状況と課題

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では、①令和2年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置すること、②保育所等訪問支援を利用できる体制を整備すること、③令和2年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保すること、④平成30年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目標としました。

項目	目標	実績（見込）
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	整備	整備
【目標値③】 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	0箇所
【目標値④】 医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置	設置	設置

目標値①の児童発達支援センターの設置、目標値②の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、目標値④の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については目標達成となっています。

一方、目標値③の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画においても目標値として掲げられているため、引き続き目標達成に向けて取り組みを進める必要があります。

第6期の目標と考え方

【目標】

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、①令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保すること、②医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

なお、令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1箇所設置すること、令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることについては、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において達成しています。

項目	目標
【目標値①】 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所
【目標値②】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

【考え方】

国の基本指針に即した目標値を設定するとともに、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において達成している目標については質の向上等に取り組みながら、途切れのない支援体制の充実を目指します。

目標達成のための方策

- 児童発達支援施設おおぞら児童園において、引き続き通所支援の環境を充実させるとともに、保育所等訪問支援並びに児童発達支援センターとしての機能の維持・向上に努めるとともに、関係機関との連携強化に取り組んでいきます。
- 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの提供体制について、民間事業者の活動状況を見据え、既存の児童発達支援施設の充実に努めます。
- 重症心身障がいのある児童について、市内で児童発達支援事業及び放課後等デイサービスによる療育ができる環境を確保します。
- 「みえる輪ネット」と連携し、医療的ケア児支援のための関係機関での協議を行っていきます。
- 保健・福祉・教育の連携をさらに強化し、保育所等（福祉）から学校生活（教育）にスムーズにつながられるよう、こども発達支援室による総合的な発達相談窓口及び情報の一元化を目指します。

- 保護者に対し、教育相談やカウンセリング・家庭教育相談などの相談窓口も活用し、就学後の教育相談の充実を図ります。
- 就学前の子どもにあっては、保育所・幼稚園等巡回相談や随時訪問の機会により支援体制を確保するとともに、保育所等訪問支援と連携できる体制をつくります。
- みえ発達障がい支援システムアドバイザーの研修・養成とともに、敷居の低い発達相談、助言、臨床心理士による発達検査、保育所・幼稚園・学校への訪問、関係機関等へのコーディネート等により、子どもの成長・発達段階に合わせた途切れのない支援や関わりを行うことで、発達・育ちを支えることを目指します。
- CLM（チェックリスト in 三重）の取り組みを、市内すべての保育園、幼稚園、認定こども園に広めることで、保育等の充実に活用していきます。
- 保健・医療・福祉・教育・子育て等で、途切れのない一貫した支援の充実のためのツールとして、パーソナルファイルの普及と活用の促進を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

第6期の目標と考え方

【目標】

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、①障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施すること、②相談支援事業者に対して訪問等による専門的な指導・助言を行うこと、③相談支援事業者の人材育成の支援を行うこと、④相談機関との連携強化の取り組みを実施することを目標とします。

項目	目標
【目標値①】 総合的・専門的な相談支援の実施	実施
【目標値②】 訪問等による専門的な指導・助言	実施
【目標値③】 相談支援事業者の人材育成の支援	実施
【目標値④】 相談機関との連携強化の取り組みの実施	実施

【考え方】

国の基本指針を踏まえた目標値を設定し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

3. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における重点的な取り組み

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画においては、アンケート調査、関係団体等調査、伊勢市障害者施策推進協議会などでの議論等の結果を踏まえ、次の2点について、特に重点的に取り組むものとしします。

① 障がいの理解促進と障がい者差別の解消

② 各種サービスの適切かつ柔軟な提供

① 障がいの理解促進と障がい者差別の解消

障がいの理解促進と障がい者差別の解消に向け、障がい者サポーター制度の普及啓発を行うとともに、障がい者サポーター登録者を増やし、『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』の実現を目指します。

また、伊勢市障害者施策推進協議会においてネットワークの構築及び差別の解消に向けた協議・検討を行います。

障がいのある人などが、適正な支援や必要な配慮を受けられるようにするため、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を引き続き推進するとともに、職場における理解促進にも取り組みます。

② 各種サービスの適切かつ柔軟な提供

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動の停滞とともに、日常生活に大きな影響を及ぼしています。障がいのある人においても、これまでの日常生活を維持しながら、これから先を見据えた暮らしに柔軟に対応できるよう、また、親なき後をも見据えながら創意工夫を図り、各種サービスの適切かつ柔軟な提供に向け、各事業者との連携を図っていきます。

4. 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行ったりするサービスです。

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的にを行います。

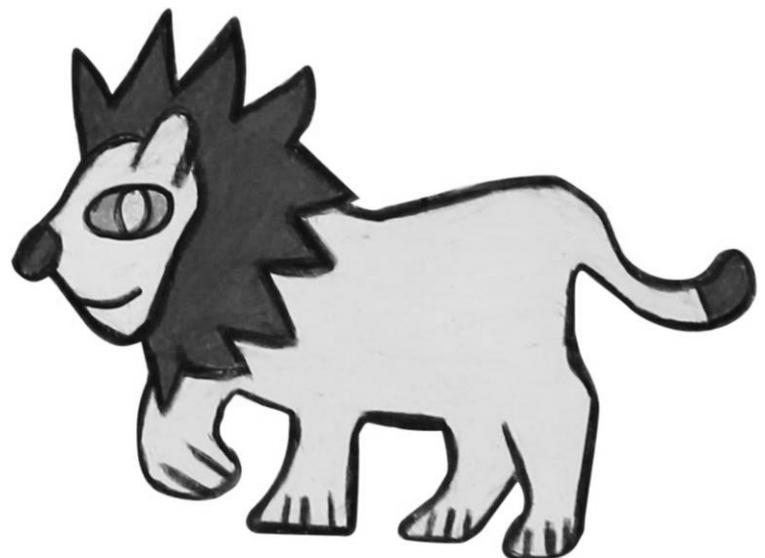
第5期の進捗状況

	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
居宅介護	時間/月	2,460	2,380	2,500	2,239	2,540	2,102
	人/月	123	125	125	121	127	120
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	300	400
	人/月	0	0	0	0	1	1

	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績 (見込)
同行援護	時間/月	252	218	273	186	294	92
	人/月	21	22	21	21	21	17
行動援護	時間/月	2	37	2	107	4	133
	人/月	1	1	1	3	2	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
合 計	時間/月	2,714	2,635	2,775	2,532	3,138	2,727
	人/月	145	148	147	145	151	141

※一月当たりの平均利用時間総数と利用者数。令和 2 年度は 9 月分までの実績からの見込。

- 居宅介護及び同行援護については、平成 30 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、利用者数・利用時間数ともに減少傾向にあります。
- 行動援護については、平成 30 年度以降、利用者数・利用時間数ともに伸びており、特に利用時間数は、当初の見込量を大きく上回っています。
- 重度障害者等包括支援については、市内にはサービス提供事業所がない状況にあります。
- 特に令和 2 年度については、令和 2 年 1 月頃より発生した新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるため、状況の注視が求められるものと考えられます。



第6期の目標と考え方

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	2,477	2,517	2,558
	人/月	122	124	126
重度訪問介護	時間/月	400	400	400
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	224	248	271
	人/月	19	21	23
行動援護	時間/月	133	133	133
	人/月	3	3	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
合 計	時間/月	3,234	3,298	3,362
	人/月	145	149	153

【考え方】

- 居宅介護及び同行援護については、利用者数は第5期計画実績における概ね最大値水準を確保すべく、第6期計画期間で段階的に計上します。また、利用時間については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、過去5年間の実績における1人一月当たりの平均利用時間を、それぞれ居宅介護は20.3時間、同行援護は11.8時間により計上します。
- 重度訪問介護と行動援護の利用ニーズはありますが、市内にサービス提供事業所が少ないことから、サービス提供体制の確保に努め、第6期計画期間中の利用を見込みます。

目標達成のための方策

- 福祉施設入所者等の地域生活への移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されるため、事業所の新規参入を働きかけます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。
- 介護保険法に基づく介護保険サービス事業者に対し新規参入を働きかけるなど、サービス提供事業所の確保に努めます。
- さまざまな障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的とする研修会等の実施及び県が実施する研修会等の情報提供を行い、障がい特性に配慮した人材の育成・確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

日中に施設などにおいて、介護や訓練などの場を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、軽作業などの生産活動や、創作活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人等に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	障がいのある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図り、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
生活介護	人日/月	5,980	5,675	6,180	5,776	6,380	5,901
	人/月	299	287	309	294	319	299
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	18	49	18	48	18	42
	人/月	1	3	1	3	1	2
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	108	67	132	136	156	154
	人/月	9	6	11	10	13	14
就労移行支援	人日/月	510	308	544	312	578	170
	人/月	30	22	32	22	34	11

	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績 (見込)
就労継続支援 A型	人日/月	2,061	2,344	2,061	2,327	2,061	2,437
	人/月	106	119	106	119	106	122
就労継続支援 B型	人日/月	4,878	5,061	5,058	5,037	5,238	5,341
	人/月	271	294	281	294	291	310
就労定着支援	人日/月	4	1	4	4	4	6

※一月当たりの平均利用日数総数と利用者数。令和 2 年度は 9 月分までの実績からの見込。

- 生活介護については、利用日数及び利用者数ともに増加しましたが、市内に重度障がいのある人が通所できる事業所が不足しており、見込量を下回っています。
- 自立訓練（機能訓練）については、見込量を上回って推移しています。
- 自立訓練（生活訓練）については、平成 30 年度は見込量を下回っていましたが、令和元年度から令和 2 年度にかけては概ね見込量に沿った推移となっています。
- 就労移行支援については、見込量を下回っており、令和 2 年度では見込量の 3 分の 1 以下となっています。
- 就労継続支援 A 型については、見込量を 1 割以上上回って推移しています。
- 就労継続支援 B 型については、概ね見込量を上回って推移しています。
- 就労定着支援については、令和 2 年度において見込量を上回っています。

第 6 期の目標と考え方

	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人日/月	6,010	6,070	6,129
	人/月	302	305	308
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	49	49	49
	人/月	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	176	198	220
	人/月	16	18	20
就労移行支援	人日/月	234	284	334
	人/月	14	17	20
就労継続支援 A型	人日/月	2,480	2,520	2,560
	人/月	124	126	128
就労継続支援 B型	人日/月	5,562	5,667	5,773
	人/月	316	322	328

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人日/月	7	8	9

【考え方】

- 生活介護については、過去5年間の実績を踏まえ、毎年度3人ずつの増を計上します。また、利用日数については過去5年間における1人一月当たりの平均利用日数19.9日を計上します。
- 自立訓練（機能訓練）については、利用人数は第5期計画の利用実績の最大値を見込みつつ、平均利用日数は平成30年度実績を計上します。
- 自立訓練（生活訓練）については、入院中の精神障がいのある人の移行利用分として毎年度2人の増を計上します。また、利用日数については、令和2年度実績における1人一月当たりの平均利用日数11.0日により計上します。
- 就労移行支援については、令和2年度実績より、毎年度3人の増を計上します。また、利用日数については、過去5年間の実績における1人一月当たりの平均利用日数の最大値16.7日により計上します。
- 就労継続支援A型については、過去5年間の推移を踏まえて、毎年度2人の増を計上します。また、利用日数については、令和2年度実績における1人一月当たりの平均利用日数20.0日により計上します。
- 就労継続支援B型については、市内事業所の受け入れ可能見込みと過去5年間の推移を踏まえ、毎年度6人ずつの増を計上します。また、利用日数については、過去5年間の実績における1人一月当たりの平均利用日数の最大値17.6日により計上します。
- 就労定着支援については、直近3年の推移を踏まえ、毎年度1人ずつの増加を見込みます。

目標達成のための方策

- 福祉施設から一般就労への支援の流れを確立し、就労移行支援事業所の就労移行率の向上・利用者の増加を目指します。
- 伊勢市障がい者就労体験サポート事業などを利用し、障がいのある人の就労体験の機会を創出するとともに、働くことへの理解促進を図ります。
- 毎年度策定する「伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の調達目標の達成に努め、就労継続支援事業所の工賃向上を目指します。また、一般企業等からの「障害者就労施設等からの物品等の調達」の促進に努めます。

- 生活介護などの事業所の新規参入を働きかけます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。
- サービス提供事業者の質の確保を図ります。
- 一般就労に移行した障がいのある人が安定した就労生活を継続できるよう、就労定着支援の利用を促進します。

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。

第5期の進捗状況

	単 位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
短期入所 (福祉型)	人日/月	275	416	300	515	325	539
	人/月	55	74	60	87	65	85
短期入所 (医療型)	人日/月	19	11	19	8	19	8
	人/月	4	2	4	2	4	2
療養介護	人/月	12	12	12	13	12	12

※一月当たりの平均利用日数総数と利用者数。令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 短期入所（福祉型）については、見込量を大きく上回りつつ、増加傾向で推移しています。
- 短期入所（医療型）については、現状市内にはサービス提供事業者がないため、見込量を下回って推移しています。
- 療養介護については、現状市内にはサービス提供事業者がないため、県内の3箇所を利用している状況です。

第6期の目標と考え方

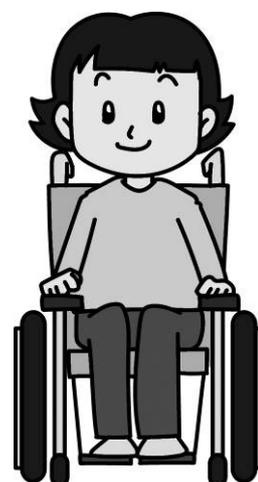
	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	人日/月	567	599	630
	人/月	90	95	100
短期入所 (医療型)	人日/月	11	11	11
	人/月	2	2	2
療養介護	人/月	12	12	12

【考え方】

- 短期入所（福祉型）については、過去5年間の推移を踏まえ、毎年度5人ずつの増を計上します。また、利用日数については、令和2年度実績における1人一月当たりの平均利用日数6.3日により計上します。短期入所（医療型）については、平成30年の実績により計上します。
- 療養介護については、第5期計画の利用実績とほぼ同じ程度と見込み計上します。

目標達成のための方策

- 事業所が不足している状況のため、新規参入を働きかけ、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。
- 短期入所については、利用しやすい環境づくりに努めます。



(3) 居住系サービス

サービスの概要

主として夜間にグループホームや施設などにおいて入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供するサービスです。

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間や休日において、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームを利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

第5期の進捗状況

	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	88	89	93	90	99	99
施設入所支援	人/月	132	128	132	126	131	125
自立生活援助	人/月	2	0	4	0	6	0

※一月当たりの平均利用者数。令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 地域生活への移行先としてや高齢化する家族の介護力低下等を理由に、共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあります。概ね見込量に沿った推移となっています。
- 施設入所支援については、見込量を下回って推移しています。

第6期の目標と考え方

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	105	111	117
施設入所支援	人/月	125	124	124
自立生活援助	人/月	1	2	3

【考え方】

- 共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域生活への移行分として、令和3年度3人、令和4年度3人、令和5年度3人の増に加えて、その他新規利用等として毎年度3人ずつの増を計上することにより、毎年度6人の増を計上します。
- 施設入所支援については、成果目標に基づき1人の減を計上します。
- 自立生活援助については、第5期計画の実績を踏まえ、初年度1人、その後毎年度1人ずつの増を見込み計上します。

目標達成のための方策

- 地域生活への移行を推進するにあたり事業所が不足している状況のため、国県等の施設整備補助制度の情報提供・新規参入を働きかけ、サービスの提供体制の整備促進・拡充に努めます。
- 施設入所待機者の現状を確認し、ニーズの把握と地域生活継続の可能性等を検討します。
- 自立生活援助の利用を促進するとともに、共同生活援助（グループホーム）からひとり暮らしが可能と思われる人に対し、相談支援事業所・基幹相談支援センターなどとの協働により、地域での生活を支援していきます。



(4) 相談支援

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用しようとする人に対し、サービス等利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の人や施設・病院から退所・退院した人のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

第5期の進捗状況

	単 位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
計画相談支援	人/月	175	186	180	226	185	266
地域移行支援	人/月	3	1	4	0	5	0
地域定着支援	人/月	3	1	3	2	3	1

※一月当たりの平均利用者数。令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 計画相談支援については、見込量を上回り、増加傾向で推移しています。
- 地域移行支援・地域定着支援については、利用者が少なく見込量を下回っています。

第6期の目標と考え方

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	281	296	311
地域移行支援	人/月	5	6	7
地域定着支援	人/月	3	3	3

【考え方】

- 計画相談支援については、すでに障がい福祉サービス等を利用しているすべての人が利用しているため、今後の新規利用者数を見込み、毎年度 15 人の増を計上します。
- 地域移行支援については、第 5 期計画の利用実績と第 6 期計画期間中における福祉施設入所者の地域生活等へ移行する利用者数を見込み計上します。
- 地域定着支援については、第 5 期計画の利用実績と第 6 期計画期間中における入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行及び単身世帯の新規利用者を見込み計上します。

目標達成のための方策

- 障がい福祉サービス事業所等に対し、三重県が実施する相談支援従事者初任者研修の受講を働きかけ、相談支援専門員の確保に努めます。
- 伊勢市相談支援ネットワーク会議を毎月開催し、相談支援専門員の質の確保・向上、情報共有に努めます。
- 相談支援事業所や基幹相談支援センター、サービス提供事業所との連携を強化し、障がいのある人の相談支援体制の充実を図ります。
- 相談支援事業所や基幹相談支援センターなどとの協働により、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行を促進します。また、施設や病院との連携を強化し、利用促進を図ります。



5. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

第6期の事業実施についての考え方

地域住民に対して、障がいのある人等への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

- 障害者週間啓発事業
- 障がい者サポーター事業

(2) 自発的活動支援事業

第6期の事業実施についての考え方

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

- 障がい者等交流会事業補助金

見込量を確保するための方策

- 障がいのある人やその家族・地域住民などが集い交流できる場所を、設置及び運営する者へ対し、補助金を交付し活動を支援します。

(3) 相談支援事業

サービスの概要

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、基幹相談支援センターにて地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
相談支援センター利用者数	人	10,000	10,988	11,000	11,259	12,000	12,000

※令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 本市では、3箇所の地域相談支援センターを運営していますが、今後は、さらに分かりやすい相談窓口と、アウトリーチ等の機能強化や充実を図る必要があります。

第6期の目標と考え方

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
相談支援センター利用者数	人	12,600	13,230	13,892

【考え方】

- 第5期計画に引き続き、第6期計画期間中は現状のままの実施体制とします。
- 障害者相談支援事業の年間延べ利用者数については、毎年度5%アップを目標とします。

見込量を確保するための方策

- 基幹相談支援センターを中心に、さらなる相談支援体制の充実及び各相談支援センターの質の向上を図ります。
- 指定特定相談支援事業所を含めた相談支援体制（伊勢市相談支援ネットワーク会議等）を強化します。
- 障がい者虐待については、過去の事例を分析・検証し、障がい者虐待防止への取り組みを強化します。
- 相談支援センターを知らない人が多いという現状から、広報等はもちろん、あらゆる機会での周知に努め、障害者相談支援事業の利用促進を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービスの概要

知的障がいや精神障がいのある人のうち、親族がいない人等に対して成年後見申立て手続きを支援するとともに、費用負担できない人に対しては費用の助成を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
成年後見制度 利用支援事業	人	8	9	9	8	10	10

※令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 将来の安心に備えた地域生活の支援のため、成年後見制度等の周知、普及啓発が必要です。

第6期の目標と考え方

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	11	12	13

【考え方】

- 必要とする人の増加が見込まれることから、毎年度1人の増を見込み計上します。

見込量を確保するための方策

- さらなる制度の周知を図ります。



(5) 意思疎通支援事業

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい等のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	庁内に手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介することにより、コミュニケーション支援の充実を図ります。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	200	309	220	294	242	130
手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	2

※令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 平成30年度から令和元年度にかけて、見込量を上回って推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、令和2年度では見込量を下回っています。

第6期の目標と考え方

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	323	355	391
手話通訳者設置事業	人	3	3	3

【考え方】

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣については、令和元年度を基準としながら、毎年度10%アップを計上します。

見込量を確保するための方策

- 登録手話通訳者・要約筆記者の人材育成・確保を図るため、県主催の手話通訳者・要約筆記者養成講座を伊勢志摩圏域在住者が受講できるよう、三重県へ働きかけます。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、広報等による周知徹底に努め、利用促進を図ります。
- 現在登録している要約筆記奉仕員に、全国統一要約筆記者認定試験の受験及び合格への支援を行い、合格者（有資格者）のみの登録通訳者の確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービスの概要

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (見込)
介護・訓練支援用具	件	17	8	17	13	17	11
自立生活支援用具	件	27	33	27	30	27	32
在宅療養等支援用具	件	26	33	26	35	26	34
情報・意思疎通支援用具	件	19	20	19	28	19	24
排泄管理支援用具	件	3,004	2,793	3,211	2,771	3,418	2,782
居宅生活動作補助用具	件	9	3	9	3	9	3

※令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 平成30年度から令和2年度にかけて、自立生活支援用具や在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具で見込量を上回っています。

第6期の目標と考え方

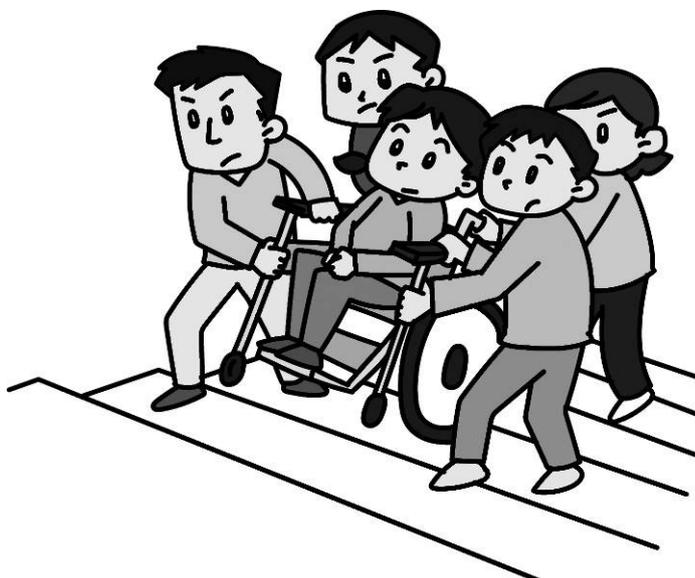
	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	12	13	14
自立生活支援用具	件	34	36	38
在宅療養等支援用具	件	36	38	40
情報・意思疎通支援用具	件	25	26	27
排泄管理支援用具	件	2,921	3,067	3,220
居宅生活動作補助用具	件	3	3	3

【考え方】

- 日常生活用具給付等事業におけるそれぞれの項目について、第5期計画の推移を踏まえながら、概ね105%の変化率で推移するものとして見込みます。

見込量を確保するための方策

- 利用者の利便性確保のため、利用を促進します。
- 日常生活の円滑化のため制度の周知に努めます。



(7) 手話奉仕員養成事業

サービスの概要

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
手話奉仕員養成事業	人	23	28	26	45	29	37

※令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 見込量を大きく上回りながら推移しています。

第6期の目標と考え方

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成事業	人	39	41	43

【考え方】

- 手話奉仕員養成研修修了者数について、毎年度2人ずつの増を目指し計上します。

見込量を確保するための方策

- 伊勢市手話言語条例に基づき、手話を使って安心して暮らせるまちを目指します。
- 手話の周知に努め、研修受講者数の増加を図ります。
- 市民の理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備に努め、手話奉仕員養成研修修了後の活動の場の拡充を図ります。

(8) 移動支援事業

サービスの概要

屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
移動支援事業	時間	295	232	302	196	310	142
	人	41	36	42	38	43	47

※一月当たりの平均利用時間総数と利用者数。令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 利用者数は増加している一方、利用時間は減少傾向にある中、事業所・従事者の確保が課題となっています。また、令和2年度の利用時間については、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、見込量を大きく下回っています。

第6期の目標と考え方

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間	244	256	269
	人	49	51	54

【考え方】

- 第5期計画の推移を踏まえながら、利用時間、利用人数ともに第5期計画の最大値を見込みつつ、概ね105%の変化率で推移するものとして計上します。

見込量を確保するための方策

- 実施事業所の確保を図るため、移動支援事業への参入を呼びかけるとともに、利用が促進されるよう、事業の周知に努めます。
- さまざまな障がいへの対応が可能となるように、障がい特性に配慮した人材の育成・確保に努めます。

(9) 日中一時支援事業

サービスの概要

障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的として、障がいのある人に対し、日中における活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練を行います。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
日中一時支援事業	箇所	32	30	35	32	38	31
	人	135	146	138	170	141	161

※一月当たりの平均利用者数。令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 事業所数については見込量を下回っていますが、利用者数については、見込量を上回っています。

第6期の目標と考え方

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	33	35	37
	人	167	173	179

【考え方】

- 過去5年間の利用実績に基づき、事業所数については、毎年度2箇所ずつの増を見込み、利用者数は毎年度6人ずつの増を見込み計上します。

見込量を確保するための方策

- 新規参入事業所の確保に努めます。
- 利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。

6. 障がい児サービス等の見込量と確保方策

サービスの概要

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする障がいのある児童やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
児童発達支援	身近な地域で障がいのある児童やその家族への療育支援等を提供します。
放課後等デイサービス	学齢の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童の集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するなどの役割を担うコーディネーターを配置します。

第5期の進捗状況

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(見込)
障害児相談支援	人/月	84	101	86	107	88	119
児童発達支援	人日/月	422	583	440	617	459	613
	人/月	114	125	119	141	124	137
放課後等 デイサービス	人日/月	1,944	2,564	2,034	2,765	2,124	2,825
	人/月	216	258	226	273	236	271
保育所等 訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	15	0	30	0	44	0
	人/月	4	0	8	0	12	0
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	人	1	0	1	0	1	0

※一月当たりの平均利用日数総数と利用者数。令和2年度は9月分までの実績からの見込。

- 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）のニーズは高く、放課後等デイサービスについては、見込量を大きく上回る実績となっています。
- 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、実績が0となっています。

第6期の目標と考え方

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	126	133	140
児童発達支援	人日/月	691	729	766
	人/月	147	155	163
放課後等 デイサービス	人日/月	2,974	3,130	3,286
	人/月	286	301	316
保育所等訪問支援	人日/月	3	3	6
	人/月	1	1	2
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	9	19	28
	人/月	2	4	6
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	人	1	1	1

【考え方】

- 障害児相談支援については、過去5年間の推移を踏まえ、毎年度7人ずつの増を計上します。
- 児童発達支援については、利用者数は、令和元年度及び令和2年度の平均利用者数139人より毎年度8人ずつの増を計上し、利用日数は、平成30年度実績における1人一月当たりの平均利用日数4.7日により計上します。
- 放課後等デイサービスについては、今後も利用ニーズが高いため、利用者数は、毎年度15人ずつの増を計上し、利用日数は、令和2年度実績における1人一月当たりの平均利用日数10.4日により計上します。
- 保育所等訪問支援については、第5期計画期間中に体制が整備できたことを踏まえて計上します。
- 居宅訪問型児童発達支援については、利用者数は毎年度2人ずつの増と見込み、利用日数は、児童発達支援と同様に1人一月当たりの平均利用日数4.7日により計上します。

見込量を確保するための方策

- 事業所等に対し、三重県が実施する相談支援従事者初任者研修の受講を働きかけ、相談支援専門員の確保に努めます。
- 伊勢市相談支援ネットワーク会議を毎月開催し、相談支援専門員の質の確保・情報共有に努めます。
- 相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がいのある児童への相談支援体制の充実を図ります。
- 利用者のニーズ及び民間事業者の状況を見据え、サービス提供体制の確保に努めます。
- 既存の障害児通所支援サービス提供事業所に対し、利用可能枠の拡大を働きかけます。



第 6 章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進

施策の推進にあたっては、行政はもとより、障がい者団体、事業者、企業、地域、市民との協働・連携が必要不可欠であることから、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障がいのある人を包み込み、社会全体の取り組みとして計画の達成を目指すものとしします。

(1) 行政の役割

本市は、国や三重県、関係機関と協調し、行政だけでなく、さまざまな主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障がい者団体等の役割

社会福祉法人や民生委員児童委員等、地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進していくことが期待されます。

(3) 事業者等の役割

障がい福祉サービス等の提供者として、利用者支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、事業者相互の連携の強化と課題の共有に取り組むことが期待されます。

(4) 企業等の役割

障がいのある人の自立した生活に向け、障がい者雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、バリアフリー化の推進など、障がいのある人が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

(5) 地域の役割

地域は、市民、団体、企業等のさまざまな主体で構成されています。地域のだれもが互いにつながりながら、障がいがあってもなくても、安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

(6) 市民の役割

さまざまな主体や社会を構成しているのは、市民一人ひとりです。

障がいのある人やその家族が孤立することのないよう、市民が、障がいのある人に対して無関心にならず、正しい理解と意識を持って、だれもがつながり、支え合う地域、社会の実現に向けて努力していく必要があります。

2. 庁内関連機関の連携

本計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置づけられています。

そのため、計画の推進にあたっては「伊勢市障害者福祉施策推進会議」を通じ、全庁的な連携のもとで総合的かつ積極的な事業展開を図ります。

3. 関連機関の連携

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組めます。

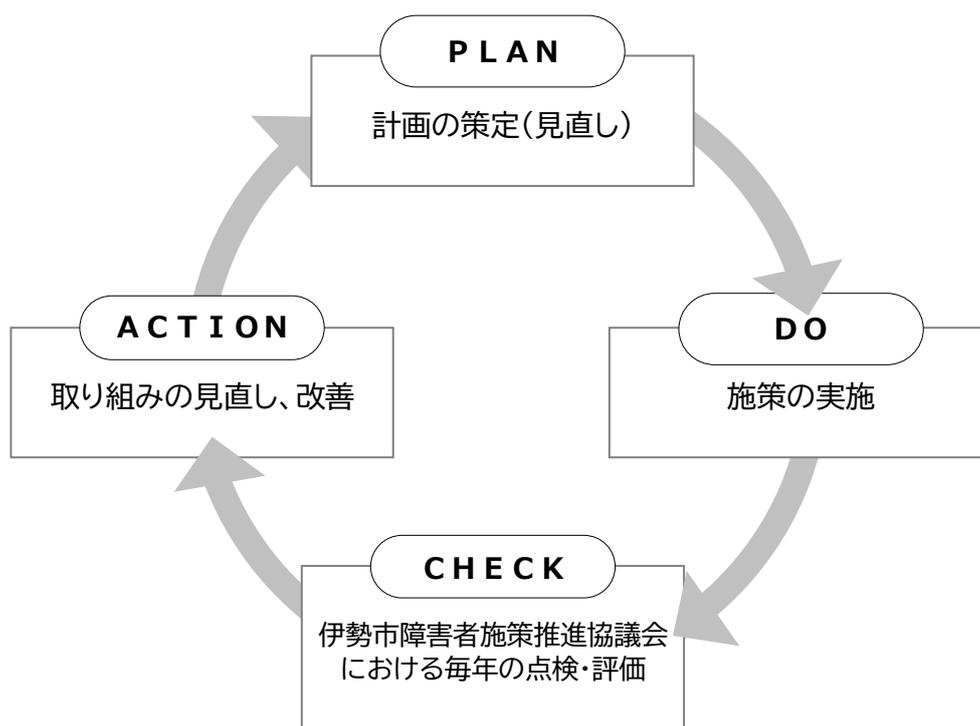
4. 計画の進行管理

伊勢市障害者施策推進協議会を定期的で開催し、障がい者施策や各年度における障がい福祉サービスの見込量について、評価・達成状況の点検や効果的な計画の推進方法について協議を行うとともに、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

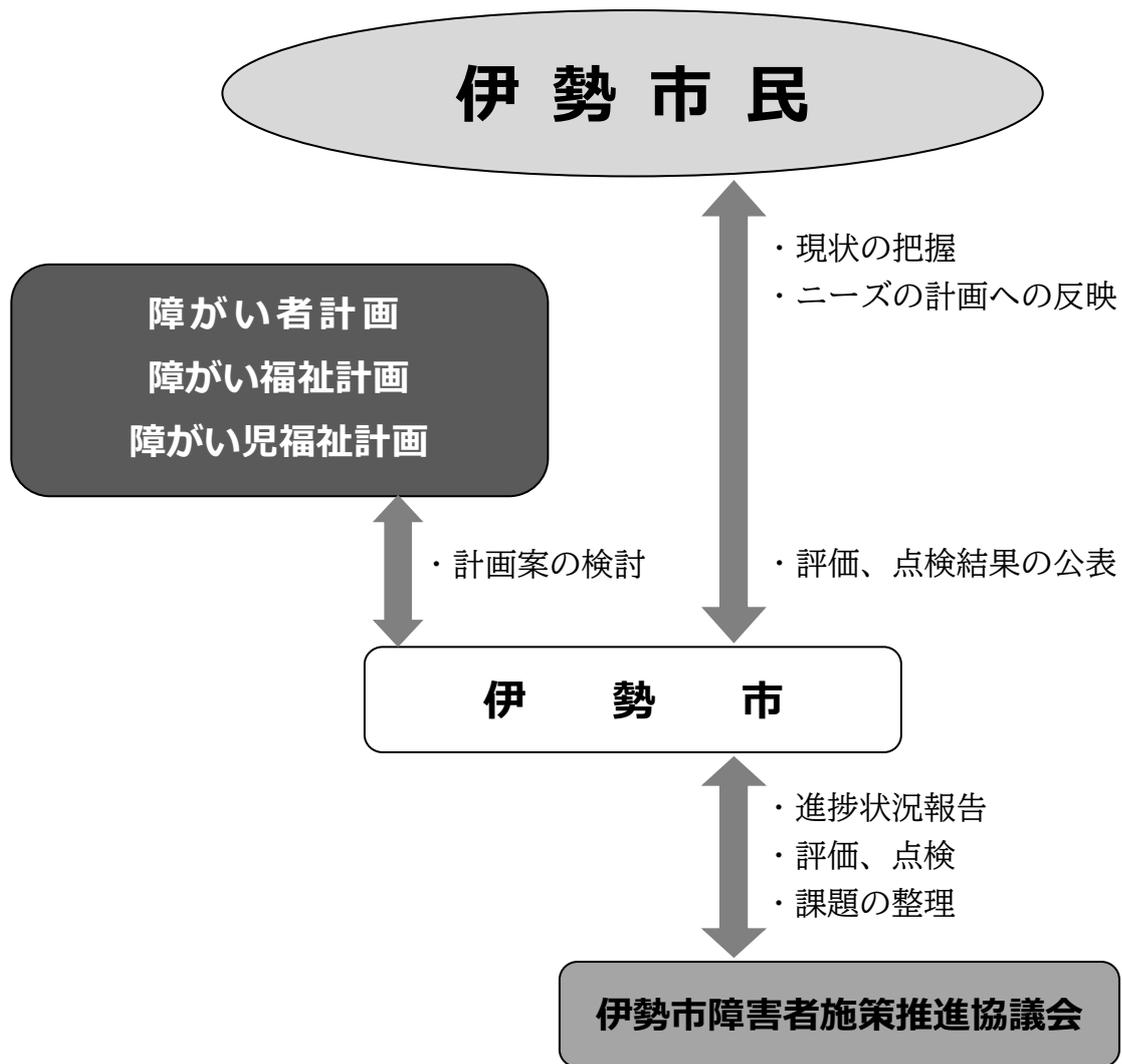
なお、伊勢市障害者施策推進協議会での本計画の達成状況の点検結果等は、毎年、市ホームページ等で公表します。

■「PDCAサイクル」のイメージ

P=P L A N (プ ラ ン / 具体的な施策など)
D=D O (ド ウ / 実行)
C=C H E C K (チェック / 点検・評価)
A=A C T I O N (アクション / 見直し)



■計画の進行管理について



資料編

1. 計画の策定経過

実施日	事項
令和2年4月9日	第1回伊勢市障害者計画等策定委員会 【議題】 (1) アンケート調査について
令和2年5月18日～ 6月1日	アンケート調査の実施
令和2年6月3日～ 6月19日	関係団体等調査の実施
令和2年8月20日	第2回伊勢市障害者計画等策定委員会 【議題】 (1) アンケート調査及び関係団体等調査の結果報告について (2) 計画骨子案について
令和2年11月12日	第3回伊勢市障害者計画等策定委員会 【議題】 (1) 計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
令和2年12月1日～ 令和3年1月6日	パブリックコメントの実施
令和3年1月14日	第4回伊勢市障害者計画等策定委員会 【議題】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画案について



2. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたって、障がいのある人の生活状況や将来のこと、福祉サービスの利用状況・利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援受給者証所持者、福祉サービス等利用児童				
抽出方法	無作為抽出				
調査期間	令和2年5月18日～6月1日				
調査方法	郵送配布・郵送回収				
配布数	3,000人	有効回答数	1,420人	有効回答率	47.3%

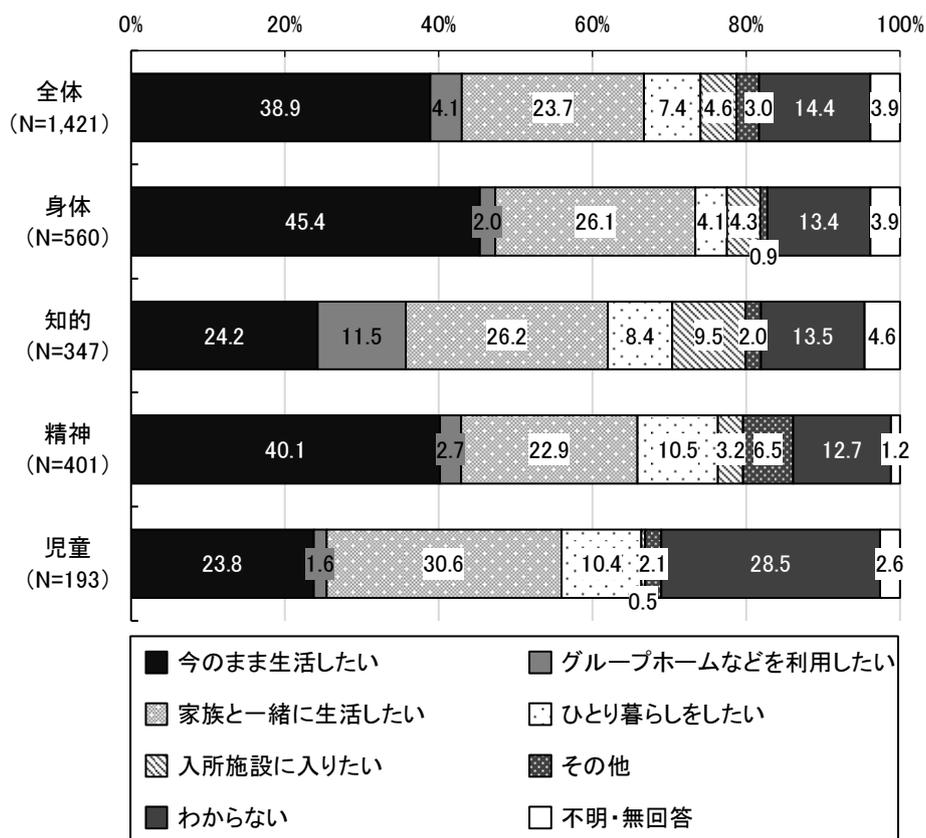
(3) 結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢からひとつの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、調査結果の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 調査結果は、それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- グラフ中の「身体」は身体障害者手帳所持者、「知的」は療育手帳所持者、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者、「児童」は障がいのある児童のことを示しています。

(4) 結果の概要

<将来の生活意向>

将来の生活意向についてみると、身体障がいのある人・精神障がいのある人では、「今のまま生活したい」が最も高く、それぞれ45.4%、40.1%となっています。知的障がいのある人・障がいのある児童では、「家族と一緒に生活したい」が最も高く、それぞれ26.2%、30.6%となっています。



<生活をしていく上で困っていること（含：経年比較）>

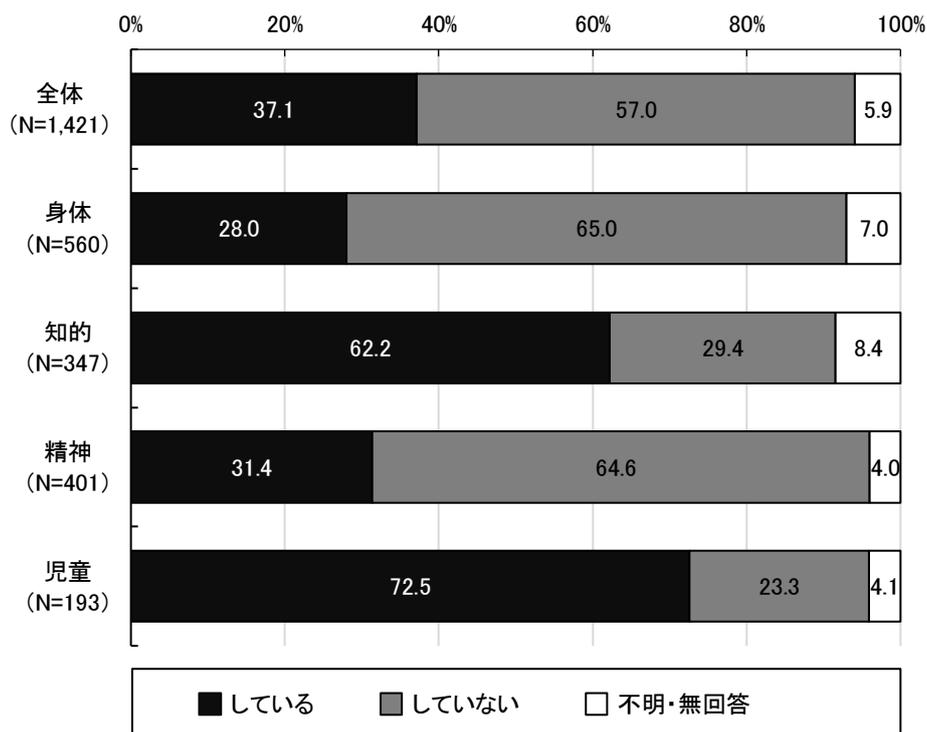
生活をしていく上で困っていることについて、平成26年度に実施した「福祉に関するアンケート調査」（以降、「前回調査」という。表では【前回】と表記）と比較すると、身体障がいのある人では「特にない」が15.7ポイント減少し、「排せつ」が8.3ポイント増加しています。知的障がいのある人では特に減少した項目が多くなっており、その中でも「食事の準備や調理」、「働きたいが仕事がない」、「衣類の洗濯」でそれぞれが12.1ポイント、10.7ポイント、10.5ポイント減少しています。精神障がいのある人でも減少した項目が多く、「働きたいが仕事がない」で9.5ポイント、「入浴」で8.8ポイント減少しています。

	身体(N=560)		知的(N=347)		精神(N=401)	
	身体【前回】(N=525)		知的【前回】(N=199)		精神【前回】(N=191)	
急に体調が悪くなったときの対応	25.7		26.2		40.1	
	20.4		28.1		40.8	
緊急時の対応(※新規項目)	25.4		30.0		30.7	
	-		-		-	
部屋の掃除・整理整頓	19.1		18.4		33.2	
	17.5		23.6		36.1	
近所の人との会話やつきあい	10.4		20.7		30.7	
	6.1		21.6		36.6	
病気や障がいへの理解がない	13.4		14.7		31.7	
	9.3		22.6		33.5	
日常の健康管理	14.8		17.6		26.7	
	8.0		22.6		23.6	
食事の準備や調理	17.3		17.0		21.9	
	12.4		29.1		26.2	
規則正しい生活	9.6		14.4		30.9	
	5.3		12.6		29.3	
電車・バスなど交通機関の利用	14.8		19.0		20.2	
	12.8		25.6		22.0	
現金や預金通帳などの管理	8.8		27.1		19.0	
	5.7		32.7		16.8	
気楽に行けるところがない	13.6		15.9		20.9	
	9.5		23.1		25.7	
家族との会話やつきあい	7.3		14.4		23.2	
	3.8		12.6		18.3	
気楽に話を聴いてくれるところがない	8.9		11.5		23.9	
	4.0		12.6		19.9	
スマートフォン等を用いたWebコンテンツの利用(※新規項目)	11.1		18.2		15.5	
	-		-		-	
働きたいが仕事がない	13.0		8.4		21.4	
	11.8		19.1		30.9	
銀行や郵便局・役所の利用	10.5		22.5		13.2	
	8.0		32.2		19.4	
日用品などの買い物	12.5		14.7		14.5	
	13.3		23.6		22.5	
入浴	18.0		13.8		8.0	
	12.4		17.6		16.8	
電話、メール、FAXなどの通信機器の利用	7.3		17.3		11.5	
	6.5		20.6		15.7	
排せつ	14.8		16.4		5.5	
	6.5		12.1		7.9	
服薬の管理	7.9		13.0		14.5	
	5.3		20.1		14.7	
衣類の洗濯	9.8		12.1		11.0	
	9.0		22.6		12.0	
食事	13.2		13.0		9.7	
	9.5		16.1		14.1	
戸締りや火の始末	6.8		10.1		9.0	
	4.2		17.6		12.6	
その他	5.7		8.9		6.7	
	5.1		5.5		8.9	
特にない	23.2		17.6		10.0	
	38.9		22.6		13.6	
不明・無回答	4.8		8.9		3.0	
	6.9		10.1		1.0	

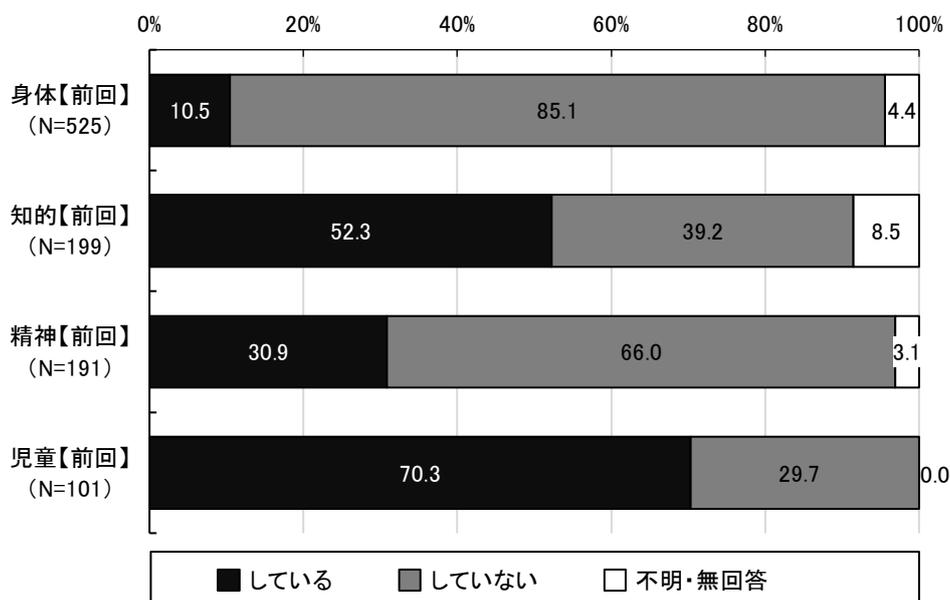
＜障がい福祉サービス等の利用状況（含：経年比較）＞

障がい福祉サービス、障害児通所支援等の福祉サービスの利用状況についてみると、身体障がいのある人・精神障がいのある人では「していない」が6割半ば、知的障がいのある人・障がいのある児童では「している」が約6割～7割となっています。

前回調査と「している」について比較すると、身体障がいのある人・知的障がいのある人において大きく上昇しており、それぞれ17.5ポイント、9.9ポイント増加しています。



●前回調査



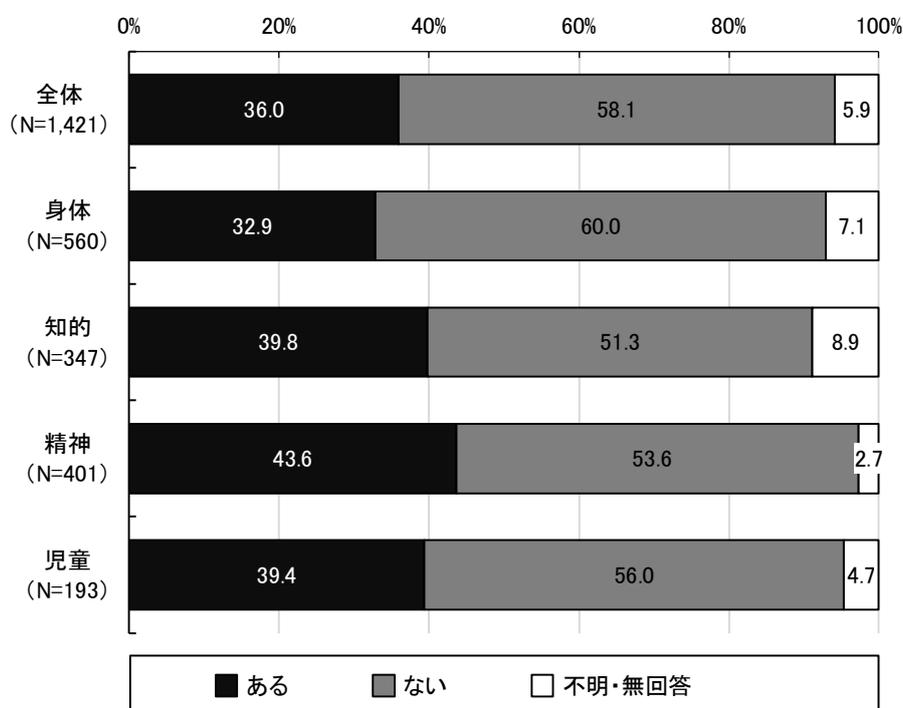
<今後もっと充実してほしい障がい福祉サービス等>

今後もっと充実してほしいと思う障がい福祉サービス、障害児通所支援等についてみると、身体障がいのある人では「特にない」が23.4%、知的障がいのある人では「グループホーム」が28.2%、精神障がいのある人では「就労移行支援・就労継続支援A・B」が28.2%、障がいのある児童では「放課後等デイサービス」が38.3%で最も高くなっています。

	全体(N=1,421)	身体(N=560)	知的(N=347)	精神(N=401)	児童(N=193)
就労移行支援・就労継続支援A・B	19.0	14.8	19.0	28.2	12.4
相談支援	18.6	16.3	13.5	26.4	7.3
自立生活援助	17.5	11.4	19.6	24.9	13.5
就労定着支援	16.0	13.0	13.5	23.4	10.9
移動支援・行動援護・同行援護	15.9	18.8	17.9	14.5	8.8
自立訓練	15.2	11.4	15.0	19.7	17.1
生活介護	13.1	15.9	15.0	13.2	7.8
グループホーム	12.9	9.1	28.2	10.5	6.2
短期入所	11.7	13.4	21.3	7.5	8.8
施設入所支援	11.3	12.1	20.2	8.0	1.0
放課後等デイサービス	10.0	7.1	11.0	6.0	38.3
児童発達支援	9.6	6.8	10.4	6.7	36.8
計画相談支援	9.1	6.6	7.5	14.2	5.7
障害児相談支援	8.2	7.0	8.1	7.2	20.7
居宅介護・重度訪問介護	8.1	10.7	6.1	7.2	3.1
日中一時支援事業	8.1	7.5	13.8	7.2	8.8
意思疎通支援	6.5	4.1	5.8	11.7	2.6
地域定着支援	5.4	4.1	6.1	6.7	2.6
療養介護	5.3	6.1	4.6	5.2	0.5
重度障害者等包括支援	5.1	6.4	6.9	4.7	1.0
医療型児童発達支援	4.6	3.9	4.3	4.5	9.3
訪問入浴	4.2	6.8	3.2	3.0	1.0
地域移行支援	4.1	2.7	4.3	6.0	1.0
保育所等訪問支援	4.0	2.9	3.5	3.7	13.0
福祉型障害児入所支援	4.0	3.8	3.7	4.0	4.1
居宅型児童発達支援	3.7	2.9	3.5	3.7	6.7
医療型障害児入所支援	3.6	3.8	2.9	3.2	2.6
その他	5.0	4.6	3.5	7.7	4.7
特にない	20.8	23.4	13.0	18.5	15.5
不明・無回答	13.0	14.6	13.5	11.0	8.8

<病院に行ったり、医療を受ける際に困っていること>

病院に行ったり、医療を受ける際に困っていることについてみると、「ある」が約3割～4割半ばとなっています。



<病院に行ったり、医療を受ける際の具体的な困りごと>

病院に行ったり、医療を受ける際の具体的な困りごとについてみると、身体障がいのある人では「医療費の負担が大きい」が28.3%、知的障がいのある人では「障がいのため症状を正確に伝えられない」が40.6%、精神障がいのある人では「医療費の負担が大きい」が32.6%、障がいのある児童では「居住地域に病院がない」が60.5%で最も高くなっています。

	全体 (N=511)	身体 (N=184)	知的 (N=138)	精神 (N=175)	児童 (N=76)
居住地域に病院がない	27.4	18.5	29.7	31.4	60.5
医療費の負担が大きい	26.4	28.3	14.5	32.6	14.5
障がいのため症状を正確に伝えられない	25.8	16.3	40.6	30.9	11.8
通院するときに付き添いをしてくれる人がいない	11.4	14.7	14.5	9.1	10.5
気軽に往診を頼める医師がいない	11.4	15.2	13.0	11.4	6.6
医師の説明がよくわからない	11.0	7.1	14.5	13.7	3.9
障がいに配慮してもらえない	9.4	10.3	13.8	10.9	10.5
通院しようと思っても、病院がバリアフリーになっていない	2.0	4.3	2.9	0.6	1.3
その他	25.8	26.6	20.3	25.1	25.0
特に困ったことはない	6.5	8.2	8.7	3.4	5.3
不明・無回答	0.8	1.6	-	0.6	-

<福祉に関する情報の入手先>

福祉に関する情報の入手先についてみると、いずれの障がいにおいても「伊勢市の広報誌」が4割～4割半ばで最も高くなっています。

	全体(N=1,421)	身体(N=560)	知的(N=347)	精神(N=401)	児童(N=193)
伊勢市の広報誌	43.7	46.6	42.9	43.4	39.9
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	25.1	28.4	22.5	25.2	23.3
インターネット(市のホームページやツイッター等のSNSなど)	23.4	21.4	12.4	31.4	26.4
家族や親戚、友人・知人	18.2	18.4	19.0	17.0	23.8
かかりつけの医師や看護師	16.3	12.3	6.3	28.4	9.3
施設の指導員やホームヘルパーなどのサービス事業所の人	12.9	10.7	26.5	7.0	18.7
相談支援専門員	12.5	9.6	22.5	11.7	18.7
障がい者福祉のしおり	7.7	7.9	7.8	10.5	5.2
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	5.8	3.8	10.4	1.2	35.2
行政機関の相談窓口	5.8	3.8	6.9	5.7	7.3
町内会・自治会の回覧板	5.1	6.1	4.0	5.5	2.1
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	5.1	8.0	2.0	4.7	0.5
障がい者団体や家族会、団体の機関誌など	4.4	4.3	10.1	3.2	6.2
民生委員・児童委員	0.8	0.4	0.6	1.7	-
民間の相談窓口	0.6	0.5	0.6	0.7	0.5
その他	2.6	1.6	2.0	3.5	1.0
特になし	12.1	12.1	9.8	11.2	7.3
不明・無回答	4.4	5.2	6.3	2.7	2.1

<悩みや困りごとの日常的な相談相手>

悩みや困りごとの日常的な相談相手についてみると、いずれの障がいにおいても「家族や親戚」が最も高く、約6割半ば～8割となっています。

	全体(N=1,421)	身体(N=560)	知的(N=347)	精神(N=401)	児童(N=193)
家族や親戚	65.7	63.9	64.3	63.8	79.8
かかりつけの医師や看護師	27.2	24.3	14.1	42.6	16.1
「同じ障がいのある人」以外の友人・知人	18.2	18.4	9.5	19.7	20.2
施設の指導員	12.5	8.8	27.1	9.5	13.5
相談支援専門員	12.0	8.8	20.5	14.7	11.9
同じ障がいのある人	11.1	11.6	10.7	13.5	9.3
職場の上司や同僚	8.4	7.1	9.2	10.7	3.1
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	7.1	3.8	12.1	2.2	40.9
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	4.8	6.4	1.7	6.0	0.5
行政機関の相談窓口	4.4	4.5	4.9	4.7	2.6
ホームヘルパーなどのサービス事業所の人	4.3	5.7	5.8	4.5	2.1
近所の人	2.5	1.6	2.3	3.5	2.1
障がい者団体や家族会	1.5	2.1	2.9	1.2	4.1
民間の相談窓口	1.2	0.9	1.2	2.0	0.5
民生委員・児童委員	1.1	0.9	1.4	2.0	0.5
その他	5.4	4.1	5.2	8.5	5.2
相談したことがない	10.4	12.9	8.9	9.5	5.7
不明・無回答	3.6	4.3	4.9	2.0	3.6

<現在気になること>

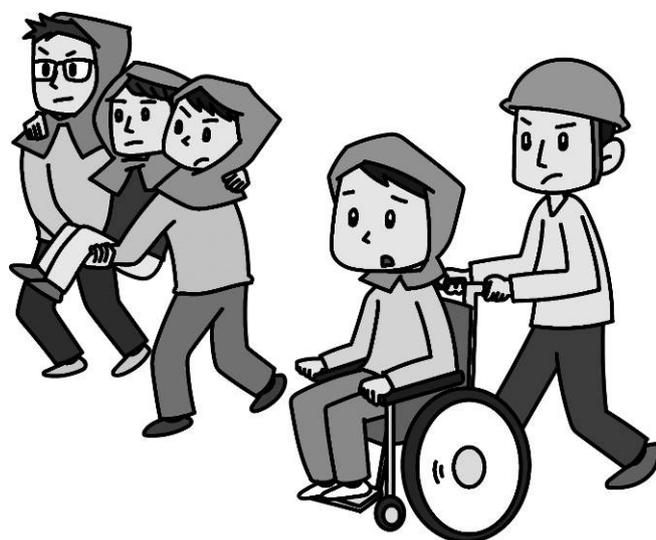
現在気になることについてみると、身体障がいのある人・精神障がいのある人では「自分の障がいや病気に関すること」がそれぞれ45.9%、58.6%、知的障がいのある人では「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活のこと」が62.8%、障がいのある児童では「進学や就職のこと」が59.1%で最も高くなっています。

	全体(N=1,421)	身体(N=560)	知的(N=347)	精神(N=401)	児童(N=193)
家族からの自立・家族がいなくなったときの生活のこと	45.9	37.1	62.8	52.9	49.2
自分の障がいや病気に関すること	42.0	45.9	21.9	58.6	25.9
災害などの緊急時の対応のこと	28.1	30.7	31.1	30.7	24.4
家族以外の人との人間関係のこと	24.8	11.6	23.6	36.7	38.9
金銭管理のこと	22.7	13.4	32.6	27.9	17.6
職場や仕事のこと	21.7	18.6	15.0	29.7	10.4
進学や就職のこと	16.9	9.1	18.4	19.2	59.1
利用できる福祉制度やサービスのこと	16.7	16.3	16.4	23.4	14.5
夜間や休日などの緊急時の対応のこと	15.7	17.0	16.4	18.7	9.8
家族との人間関係のこと	13.9	7.0	9.5	24.9	7.8
成年後見制度に関すること	7.9	3.4	18.4	7.0	9.3
療育・訓練の機会のこと	6.3	3.6	8.6	6.2	24.4
学校・園における適切な支援のこと	5.6	2.9	7.2	1.7	32.6
その他	3.2	2.9	2.3	4.2	1.6
特にない	11.1	14.6	11.0	4.5	10.9
不明・無回答	4.4	7.0	4.6	1.2	1.6

<緊急時にあれば安心できること>

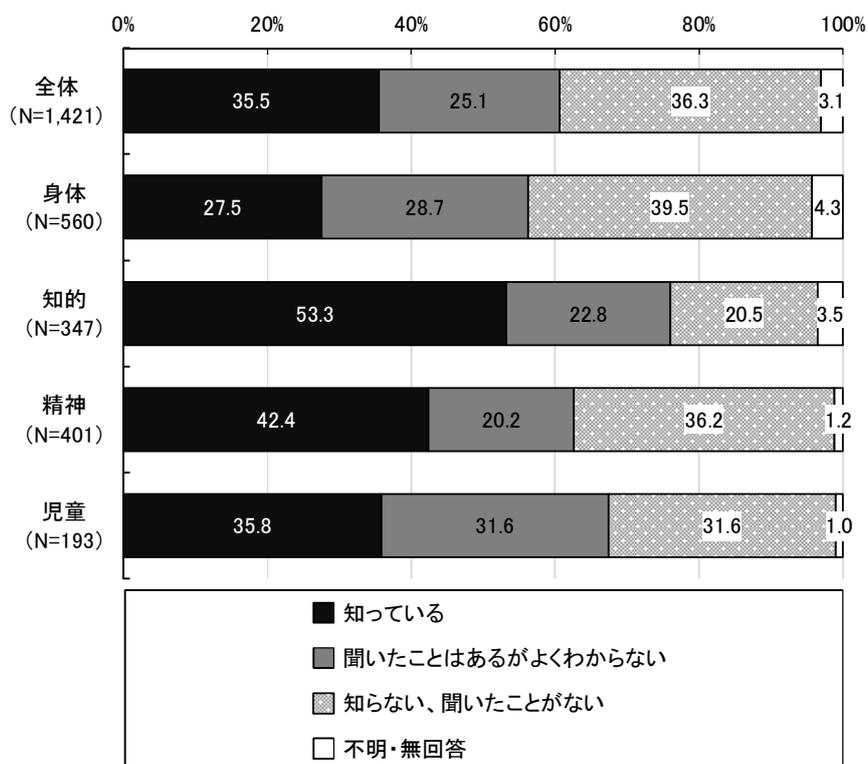
緊急時にあれば安心できることについてみると、身体障がいのある人では「24時間対応の相談支援体制」が29.3%、知的障がいのある人では「いつでも利用できる短期入所施設」が33.1%、精神障がいのある人では「精神科医療が受けられる体制」が44.1%、障がいのある児童では「発達障がい等に対応できる体制」が34.2%で最も高くなっています。

	全体 (N=1,421)	身体 (N=560)	知的 (N=347)	精神 (N=401)	児童 (N=193)
24時間対応の相談支援体制	25.8	29.3	20.5	29.7	17.1
不安なときに話を聴いてもらえる体制	19.1	12.5	14.4	28.7	15.0
お金の確保や支払支援	18.4	15.0	15.9	25.7	12.4
緊急事態に気づいてくれる人	18.2	19.8	17.6	17.5	14.0
精神科医療が受けられる体制	17.3	4.3	4.6	44.1	4.7
いつでも利用できる短期入所施設	17.2	19.5	33.1	10.5	16.1
日中に安心して過ごせる場所	16.3	10.9	21.6	17.5	28.5
食事や生活必需品の確保体制	15.1	16.1	15.3	17.0	9.3
支援に必要な情報を伝える体制	12.7	13.6	10.7	12.2	17.6
外出や移動のための支援体制	12.0	15.0	12.1	11.0	9.8
24時間対応のヘルパー支援体制	11.0	14.8	13.0	9.2	6.2
福祉避難所の体制	10.8	12.5	16.7	8.0	12.4
発達障がい等に対応できる体制	9.9	2.9	16.1	11.2	34.2
支援を組立ててくれる相談支援	7.3	6.3	9.2	7.7	6.7
地域住民の理解	7.2	6.1	7.5	9.2	8.3
24時間の見守りや安全の確保	6.8	6.4	8.6	5.2	8.8
行動障がい等に対応できる体制	3.5	4.3	2.9	3.2	6.2
在宅医療ケアの体制	3.3	5.2	2.3	2.7	1.6
家での早朝夜間の見守り支援体制	2.8	3.4	4.0	2.2	4.7
その他	3.2	3.4	2.0	4.5	0.5
不明・無回答	10.1	12.0	11.8	6.0	11.4



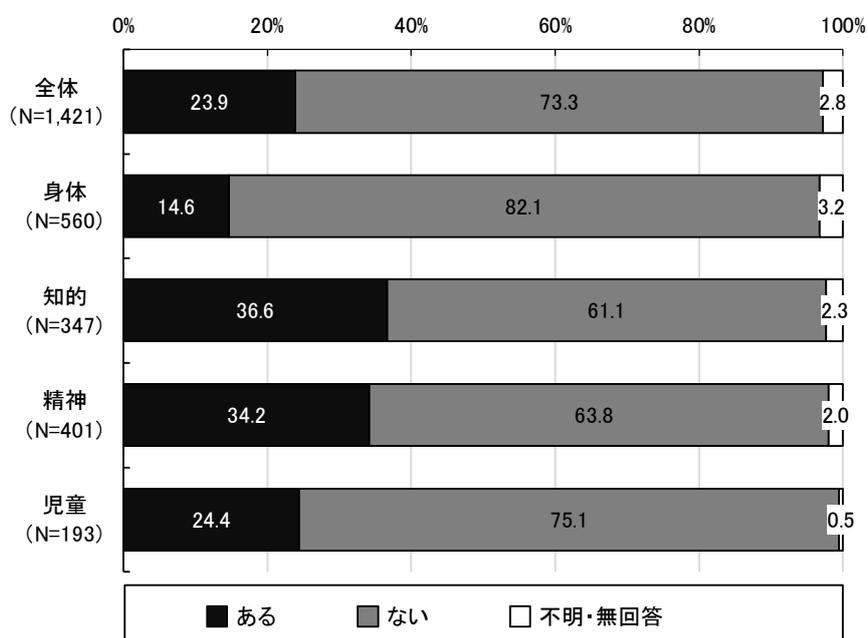
<障害者相談支援センターの認知度>

障害者相談支援センターの認知度についてみると、身体障がいのある人では「知らない、聞いたことがない」が39.5%、知的障がいのある人・精神障がいのある人・障がいのある児童では「知っている」が最も高くなっており、それぞれ53.3%、42.4%、35.8%となっています。



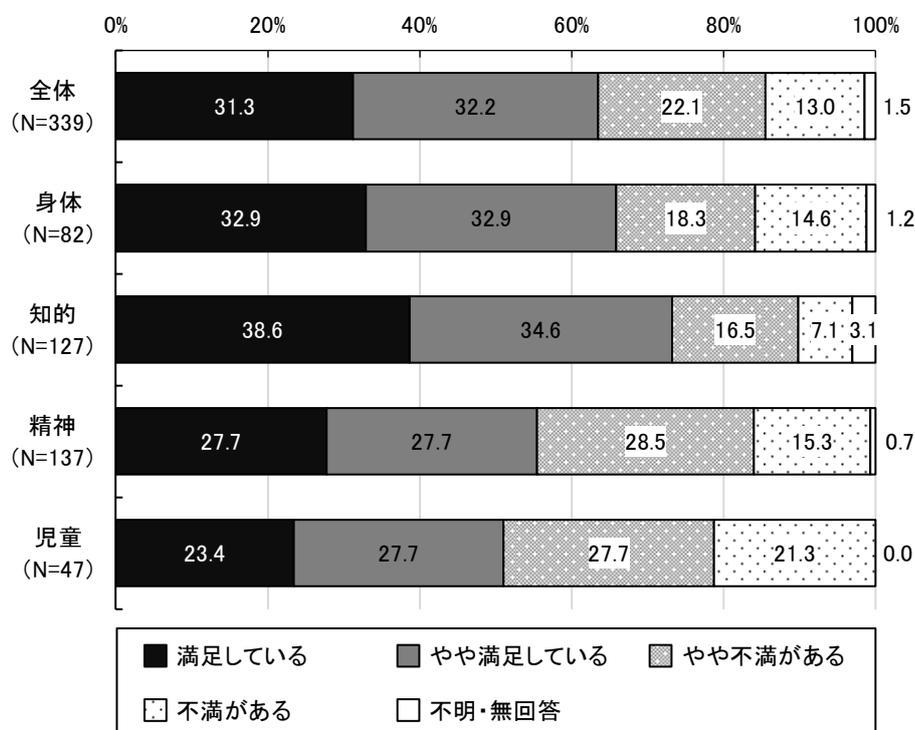
<障害者相談支援センターへの相談経験>

障害者相談支援センターへの相談経験についてみると、「ある」が1割半ば～3割半ばとなっており、知的障がいのある人で最も高くなっています。



<障害者相談支援センターの満足度>

障害者相談支援センターの満足度についてみると、「満足している」と「やや満足している」の合計である『満足している』は、5割～7割となっています。



<現在の就労状況（18歳以上）>

現在の就労状況についてみると、身体障がいのある人・精神障がいのある人では「働いていない」が約3割半ば～4割、知的障がいのある人では「就労継続支援A・Bを利用している」が2割半ばで最も高くなっています。次いで、身体障がいのある人では「一般企業などに正規雇用で勤めている」が約2割、知的障がいのある人では「働いていない」が2割半ば、精神障がいのある人では「就労継続支援A・Bを利用している」が約2割と高くなっています。

	全体 (N=1,194)	身体 (N=501)	知的 (N=268)	精神 (N=383)
一般企業などに正規雇用で勤めている	17.1	22.2	6.7	10.4
就労継続支援A・Bを利用している	14.8	8.2	26.9	18.8
パート・アルバイトで短時間の仕事をしている	12.4	12.2	8.6	12.8
自宅の家事をしている	6.5	6.4	3.0	9.1
生活介護を利用している	4.2	3.6	14.9	1.3
自営業で働いている、家の仕事を手伝っている	4.0	6.6	0.4	3.1
就労移行支援を利用している	1.6	0.6	4.9	0.8
職業の訓練施設に通っている	0.1	-	0.4	-
その他	4.0	3.8	3.7	4.2
働いていない	32.4	34.5	24.3	38.4
不明・無回答	2.8	2.0	6.3	1.0

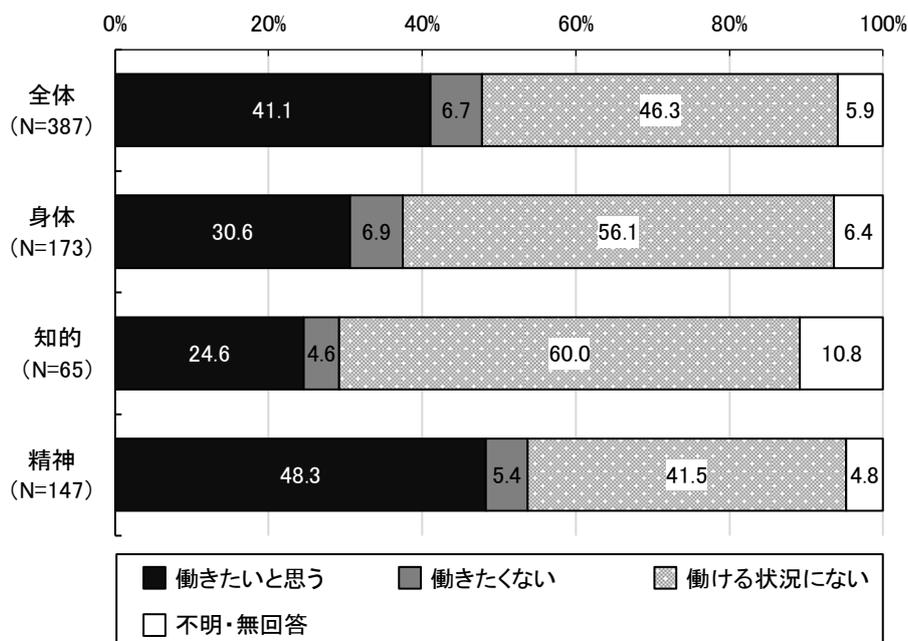
<働いていない理由（18歳以上）>

働いていない理由についてみると、いずれの障がいにおいても「働ける状況にない」が最も高く、約3割～3割半ばとなっています。次いで、身体障がいのある人では「その他」が12.7%、知的障がいのある人では「入院・入所している」が16.9%、精神障がいのある人では「働く自信がない」が19.7%となっています。

	全体(N=387)	身体(N=173)	知的(N=65)	精神(N=147)
働ける状況にない	32.6	35.3	27.7	36.1
働く自信がない	18.1	12.1	13.8	19.7
仕事が見つからない	9.0	7.5	4.6	10.9
入院・入所している	8.5	11.0	16.9	6.1
学生	4.4	2.3	7.7	2.7
定年退職した	4.4	8.7	1.5	0.7
働く必要がない	2.8	2.3	-	4.1
病院のデイケアに通っている	1.6	1.7	1.5	1.4
その他	10.6	12.7	13.8	9.5
不明・無回答	8.0	6.4	12.3	8.8

<今後の就労意向（18歳以上）>

今後の就労意向についてみると、身体障がいのある人・知的障がいのある人では、「働ける状況にない」が5割半ば～6割で最も高くなっています。精神障がいのある人では、「働きたいと思う」が約半数で、最も高くなっています。



<働くために必要な支援や配慮（18歳以上）>

働くために必要な支援や配慮についてみると、身体障がいのある人・知的障がいのある人では「その他」がともに27.7%、精神障がいのある人では「職場の人たちの障がいについての理解」が46.3%で最も高くなっています。

	全体 (N=387)	身体 (N=173)	知的 (N=65)	精神 (N=147)
職場の人たちの障がいについての理解	32.8	22.0	18.5	46.3
障がいの特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し	30.0	23.1	23.1	36.7
職場内に相談にのってくれる人がいる	24.0	17.9	16.9	30.6
通勤する方法や通勤の手助け(介助等)がある	16.5	17.9	16.9	13.6
生活のリズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導	14.7	9.8	15.4	20.4
いろいろな仕事を体験できる実習や職場体験	12.1	7.5	7.7	12.9
仕事や職場に慣れるまで、付き添って助けをする人がいる	12.1	5.8	20.0	14.3
職場に障がいに応じた設備がある	10.3	15.6	4.6	9.5
あいさつやコミュニケーションなどの社会生活を送るための訓練・指導	6.5	0.6	15.4	9.5
その他	19.9	27.7	27.7	15.0
不明・無回答	17.3	22.0	18.5	10.9

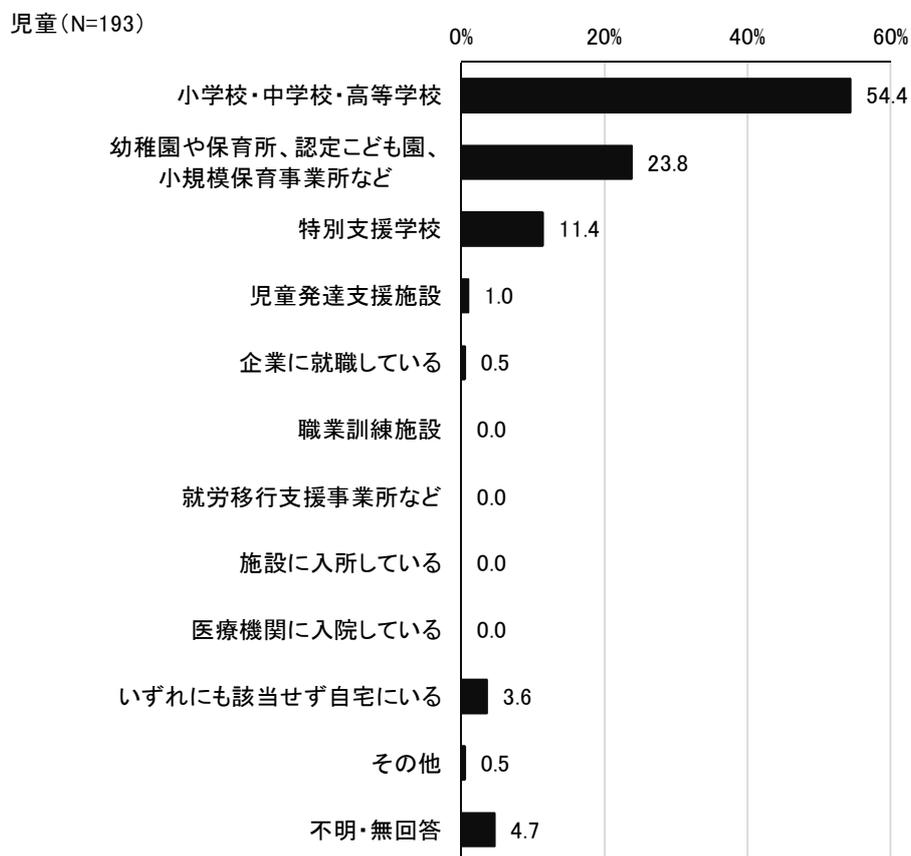
<障がいのある人の就労支援として必要なこと（18歳以上）>

障がいのある人の就労支援として必要なことについてみると、いずれの障がいにおいても「職場の障がいについての理解」が最も高く、約5割半ば～6割半ばとなっています。

	全体 (N=1,194)	身体 (N=501)	知的 (N=268)	精神 (N=383)
職場の障がいについての理解	58.6	55.9	53.0	64.5
短時間勤務や勤務日数、時間差出勤などの配慮	38.7	35.1	20.9	49.9
通勤手段の確保	35.4	37.5	38.8	31.3
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	30.1	23.0	35.4	34.7
仕事についての職場以外での相談対応、支援	29.2	21.8	25.7	39.4
職場で介助や援助などが受けられること	25.0	26.1	30.2	23.8
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	24.6	36.1	14.2	16.7
在宅勤務の拡充	24.2	23.8	9.3	32.6
気軽に参加できる就職面接会の開催	21.4	18.4	15.3	27.7
企業のニーズに合った就労訓練	18.8	18.0	16.8	21.7
その他	6.7	6.4	6.0	8.1
不明・無回答	11.0	11.4	19.0	7.8

<主な日中の居場所（障がいのある児童）>

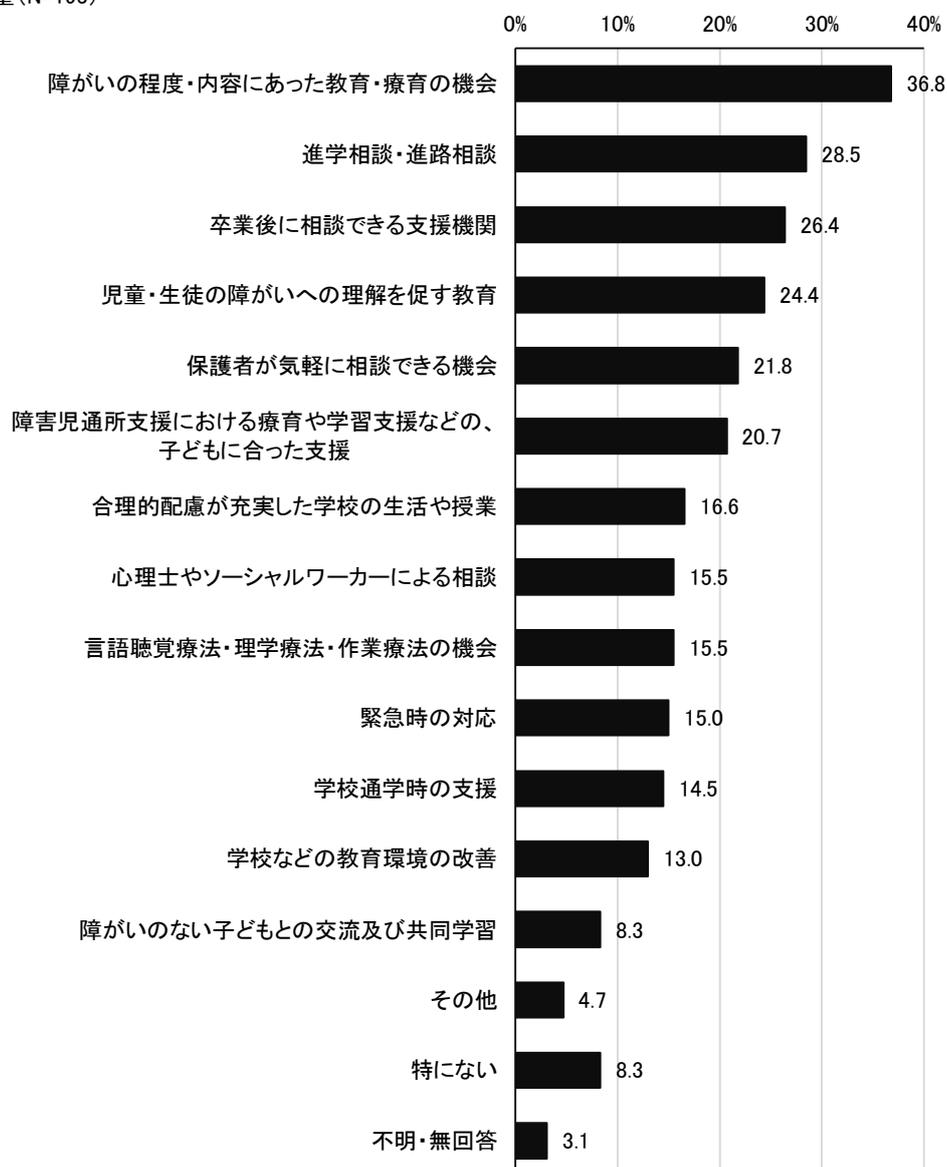
障がいのある児童の主な日中の居場所についてみると、「小学校・中学校・高等学校」が54.4%で最も高く、次いで「幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育事業所など」が23.8%となっています。



<充実させてほしい支援（障がいのある児童）>

今後、充実させてほしい支援についてみると、「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」が36.8%で最も高く、次いで「進学相談・進路相談」が28.5%となっています。

児童(N=193)



<自分の楽しみに使う時間の過ごし方（18歳以上）>

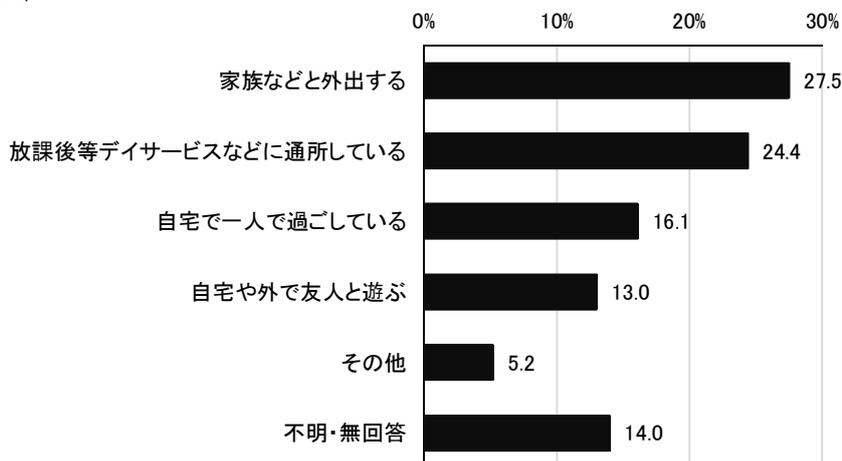
自分の楽しみに使う時間の過ごし方についてみると、いずれの障がいにおいても「家の中で過ごす」が最も高く、6割半ば～7割半ばとなっています。

	全体(N=1,194)	身体(N=501)	知的(N=268)	精神(N=383)
家の中で過ごす	68.6	63.9	67.9	73.9
買い物や散歩などに出かける	56.0	53.9	56.7	54.6
趣味やスポーツ活動などに参加する	25.0	27.3	14.9	24.0
友人・知人に会う	24.0	27.1	13.1	22.2
障がいのある人のための施設で過ごす	4.5	4.8	11.6	3.7
公民館や図書館などで過ごす	4.4	2.8	2.2	8.1
所属している団体の活動	3.6	4.2	7.8	2.1
その他	5.8	4.2	6.3	7.8
不明・無回答	6.9	8.4	10.4	3.4

<放課後や休日など自由な時間の過ごし方（障がいのある児童）>

放課後や休日など自由な時間の過ごし方についてみると、「家族などと外出する」が最も高く27.5%となっており、次いで「放課後等デイサービスなどに通所している」が24.4%となっています。

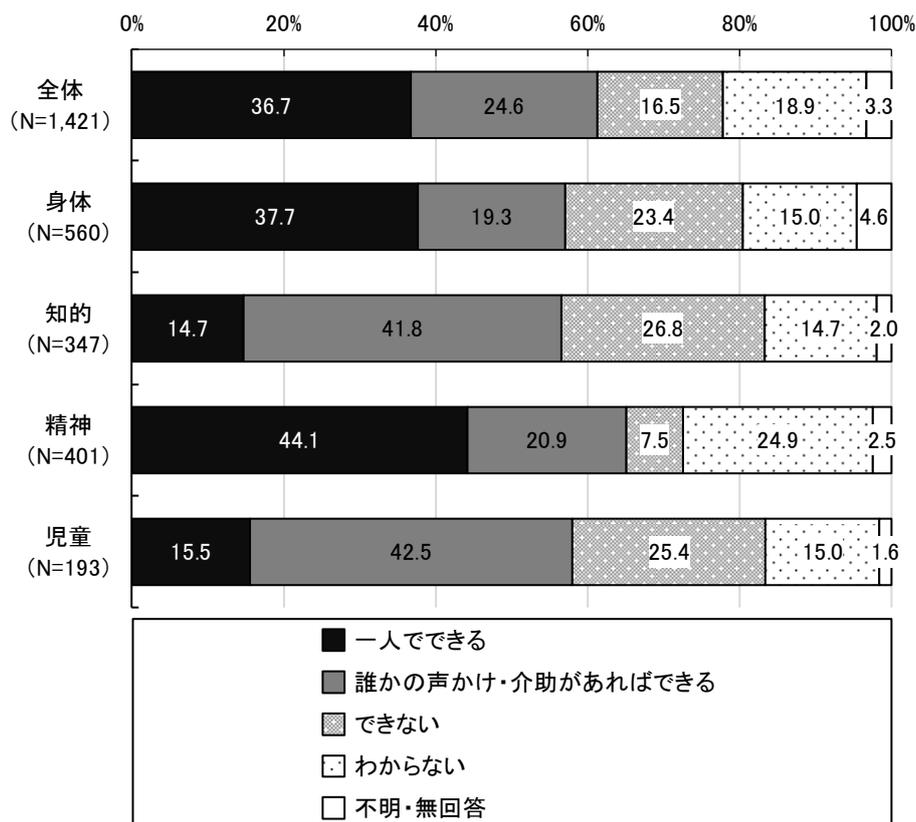
児童(N=193)



<災害時の避難の可否>

火事、台風や地震などの災害時の避難の可否についてみると、身体障がいのある人・精神障がいのある人では「一人でできる」がそれぞれ37.7%、44.1%、知的障がいのある人・障がいのある児童では「誰かの声かけ・介助があればできる」がそれぞれ41.8%、42.5%で最も高くなっています。

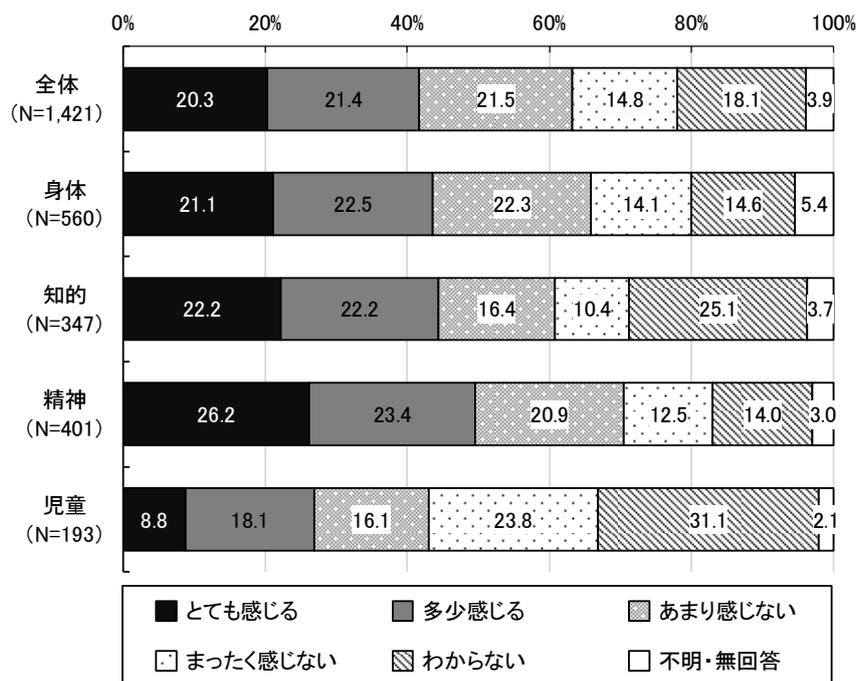
一方、「できない」については、身体障がいのある人・知的障がいのある人・障がいのある児童で2割半ば程度を占めています。



<障がい理由として、避難所への避難にためらいを感じるか>

自身の障がいを理由として、避難所への避難にためらいを感じるかについてみると、身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人において、「とても感じる」と「多少感じる」の合計である『感じる』が約4割半ば～5割となっており、障がいのある児童では2割半ばとなっています。

一方、「あまり感じない」と「まったく感じない」の合計である『感じない』については、2割半ば～4割となっています。



<避難所で過ごす場合に不安に感じること>

避難所で過ごす場合に不安に感じることについてみると、身体障がいのある人では「トイレなどの設備が整っていない」が41.6%、知的障がいのある人・障がいのある児童では「意思疎通がうまくできない」がそれぞれ52.7%、35.2%、精神障がいのある人では「服用している薬が手に入らない」が58.1%で最も高くなっています。

	全体 (N=1,421)	身体 (N=560)	知的 (N=347)	精神 (N=401)	児童 (N=193)
服用している薬が手に入らない	39.1	36.3	24.5	58.1	16.1
周囲の目が気になる	34.1	27.1	38.3	47.1	25.4
迷惑をかけると思ってしまう	33.6	33.2	44.7	35.7	34.7
トイレなどの設備が整っていない	32.4	41.6	30.8	32.2	20.2
プライバシーの配慮がされない	31.4	29.6	28.2	38.4	17.6
意思疎通がうまくできない	28.6	20.9	52.7	29.2	35.2
必要な配慮が得られない	26.3	28.4	31.7	27.4	26.4
その他	7.3	7.0	5.5	9.2	9.3
特になし	13.7	13.0	11.8	9.7	22.8
不明・無回答	4.4	5.4	4.9	3.0	3.1

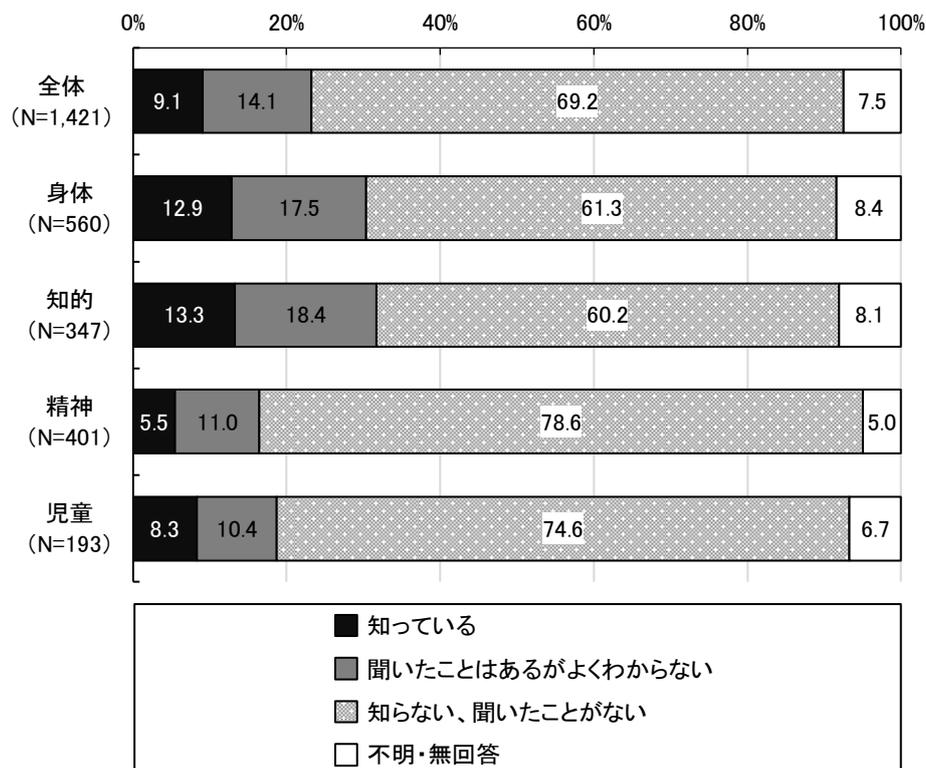
<障がいがあることで困ること、心配なこと>

火事、台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことについてみると、身体障がいのある人・精神障がいのある人では「治療が受けられない、薬がもらえない、医療的ケアが受けられない」がそれぞれ46.3%、65.8%、知的障がいのある人・障がいのある児童では「避難所で過ごすことが不安」がそれぞれ53.9%、45.6%で最も高くなっています。

	全体(N=1,421)	身体(N=560)	知的(N=347)	精神(N=401)	児童(N=193)
避難所で過ごすことが不安	47.1	45.5	53.9	54.6	45.6
治療が受けられない、薬がもらえない、医療的ケアが受けられない	45.7	46.3	28.0	65.8	20.7
安全なところまで、すばやく避難することができない	31.5	42.0	43.2	23.4	31.6
周囲とコミュニケーションがとれない	26.8	16.1	48.1	31.2	31.1
救助を求めることができない	17.2	16.6	33.1	16.2	18.1
被害状況、避難場所などの情報が手に入れない	15.6	13.0	24.5	17.5	14.5
補装具(車いす、補聴器、白杖、義足など)が使用しづらくなる	8.3	19.3	5.2	1.5	6.2
補装具(車いす、補聴器、白杖、義足など)や日常生活用具を手に入れにくくなる	5.1	11.4	2.6	1.0	4.7
その他	3.4	2.7	2.9	4.7	2.6
特になし	13.9	12.1	13.5	9.0	23.8
不明・無回答	8.7	9.5	10.1	6.2	8.3

<避難行動要支援者制度の認知度>

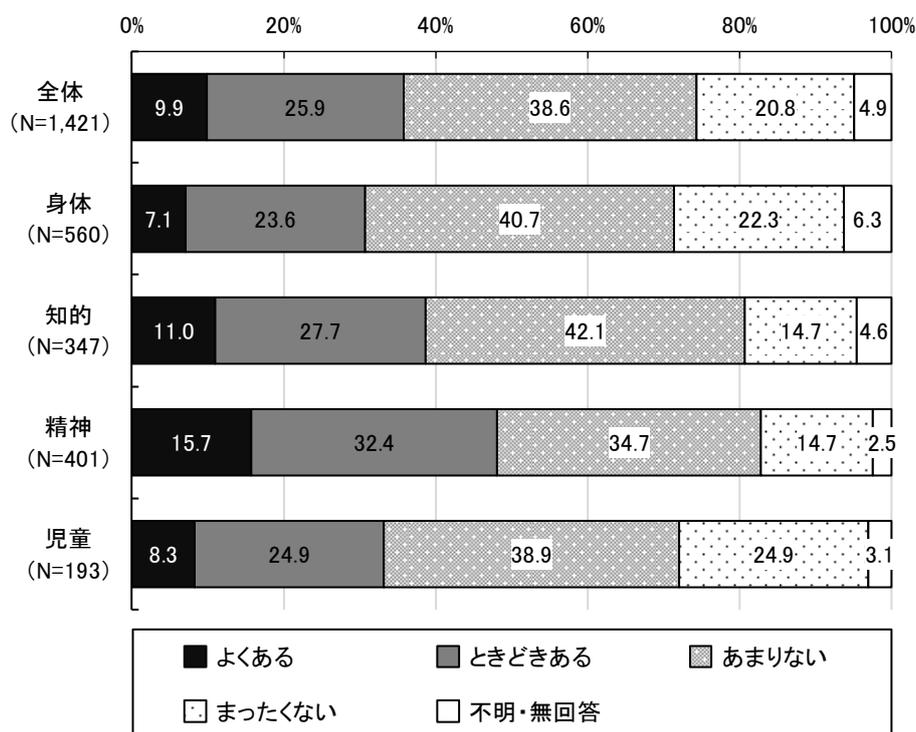
避難行動要支援者制度の認知度についてみると、いずれの障がいにおいても「知らない、聞いたことがない」が最も高く、6割～8割近くを占めています。



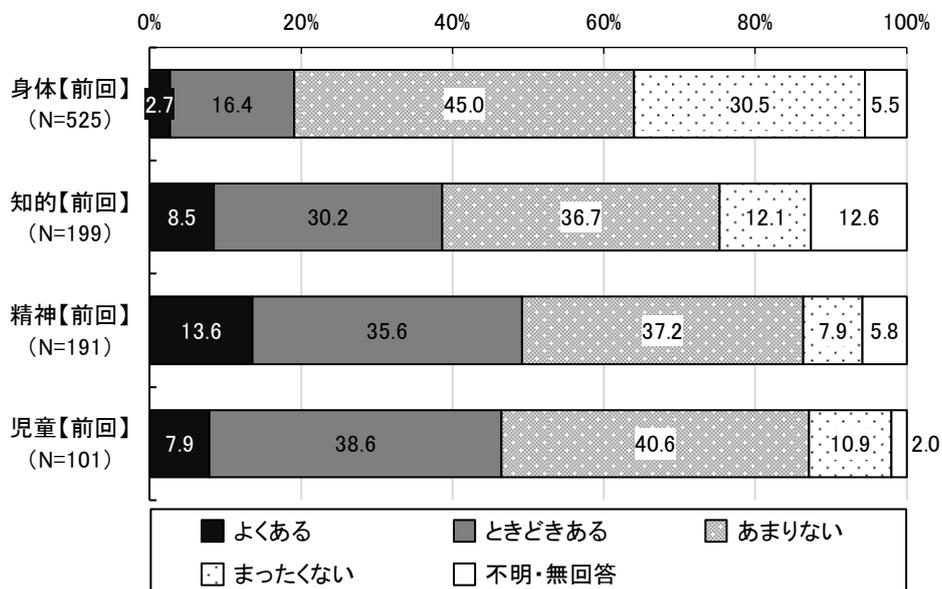
＜障がいがあることで、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをした経験の有無（含：経年比較）＞

障がいがあることで、普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをした経験の有無についてみると、「よくある」と「ときどきある」の合計である『ある』は、3割～5割近くとなっています。一方、「あまりない」と「まったくない」の合計である『ない』は、5割～6割半ばとなっています。

前回調査と比較すると、『ある』について、身体障がいのある人において11.6ポイント増加しています。一方、障がいのある児童においては13.3ポイント減少しています。



●前回調査



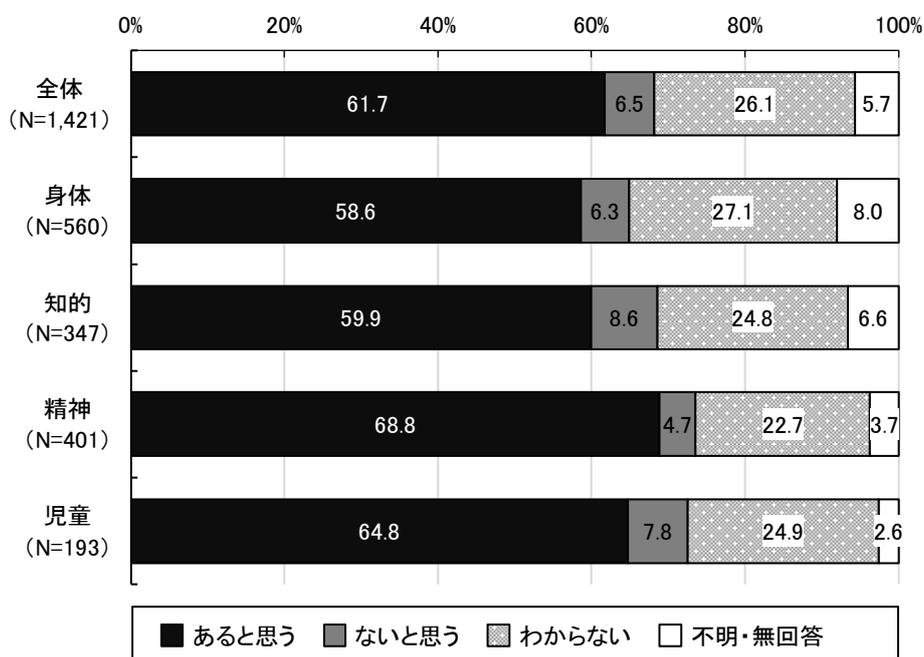
<普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたときにとった行動（含：経年比較）>

普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたときにとった行動について、前回調査と比較すると、身体障がいのある人では「相手に対応を改めるよう求めた」が17.5ポイント増加しています。知的障がいのある人では「何もせず我慢した」が17.9ポイント増加した一方で、「身近な人に相談した」が7.5ポイント減少しています。精神障がいのある人では「相手に対応を改めるよう求めた」と「行政や専門的な機関に相談した」でそれぞれ13.7ポイント、13.2ポイント増加しています。障がいのある児童では、「行政や専門的な機関に相談した」と「相手に対応を改めるよう求めた」でそれぞれ24.9ポイント、14.4ポイント増加した一方、「身近な人に相談した」で17.8ポイント減少しています。

	身体(N=40)		知的(N=38)		精神(N=63)		児童(N=16)	
	身体【前回】(N=100)		知的【前回】(N=77)		精神【前回】(N=94)		児童【前回】(N=47)	
何もせず我慢した	65.0		73.7		57.1		43.8	
	71.0		55.8		50.0		38.3	
身近な人に相談した	27.5		23.7		36.5		37.5	
	20.0		31.2		39.4		55.3	
相手に対応を改めるよう求めた	27.5		15.8		22.2		25.0	
	10.0		6.5		8.5		10.6	
行政や専門的な機関に相談した	12.5		18.4		27.0		31.3	
	6.0		5.2		13.8		6.4	
不明・無回答	5.0		2.6		1.6		-	
	2.0		5.2		3.2		-	

<障がいのある人への差別・偏見はあると思うか>

障がいのある人への差別・偏見はあると思うかについてみると、いずれの障がいにおいても「あると思う」が最も高く、6割～7割となっています。



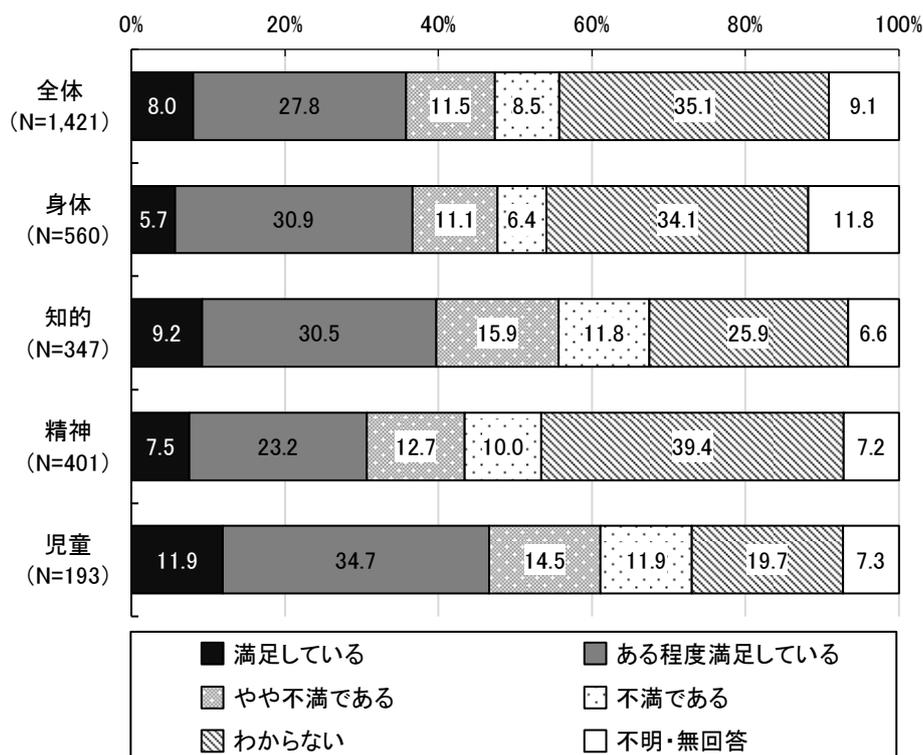
<障がいのある人への差別・偏見があると感じたとき>

障がいのある人への差別・偏見があると感じたときのことについてみると、身体障がいのある人・知的障がいのある人では「仕事の内容や給料の額」がそれぞれ43.3%、39.4%、精神障がいのある人・障がいのある児童では「職場や学校での人とのつきあい」がそれぞれ46.4%、62.4%で最も高くなっています。

	全体(N=877)	身体(N=328)	知的(N=208)	精神(N=276)	児童(N=125)
仕事の内容や給料の額	42.5	43.3	39.4	42.0	35.2
職場や学校での人とのつきあい	42.0	32.0	36.5	46.4	62.4
お店などでの対応	22.2	24.7	26.9	18.5	18.4
親戚関係の集まりの場	17.8	8.5	18.3	26.1	16.8
バスや電車等の交通機関を利用したとき	17.4	23.5	18.3	14.5	12.8
地域の行事や集まり	16.8	16.8	26.9	17.4	15.2
病院などの医療機関を利用したとき	14.6	13.1	16.8	16.7	9.6
市役所などの公共機関での対応	11.1	11.9	7.7	15.6	6.4
スポーツ・趣味の活動	8.9	12.2	9.1	7.6	13.6
その他	12.0	12.5	11.5	12.7	12.0
不明・無回答	2.9	4.0	1.4	2.5	2.4

<伊勢市における障がい児・者施策の満足度>

伊勢市における障がい児・者施策の満足度についてみると、「満足している」と「ある程度満足している」の合計である『満足している』は、3割～4割半ばとなっています。一方、「やや不満である」と「不満である」の合計である『不満である』は、1割半ば～約3割となっています。



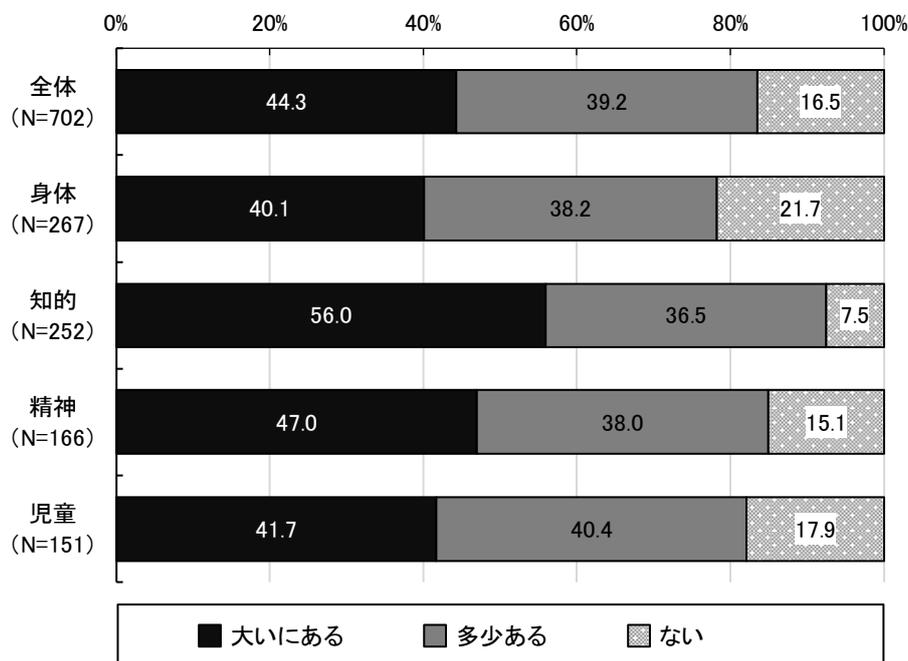
＜今後、特に充実すべきだと考える障がい児・者施策＞

今後、特に充実すべきだと考える障がい児・者施策についてみると、身体障がいのある人では「災害時の避難で困らない体制をつくる」が40.2%、知的障がいのある人では「日常生活を支援する人や施設を増やす」が44.1%、精神障がいのある人・障がいのある児童では「就労を支援する」がそれぞれ42.1%、44.0%で最も高くなっています。

	全体(N=1,421)	身体(N=560)	知的(N=347)	精神(N=401)	児童(N=193)
就労を支援する	36.3	31.1	35.2	42.1	44.0
緊急時に困らない体制をつくる	36.0	37.1	42.9	33.9	33.2
災害時の避難で困らない体制をつくる	34.9	40.2	39.5	30.7	30.1
障がいのある人に対する差別をなくす	33.9	27.1	35.2	39.7	37.8
日常生活を支援する人や施設を増やす	32.8	31.3	44.1	30.4	37.3
医療費を減らす	28.3	26.8	16.4	36.9	17.1
日常生活を支援する人や施設の設備の質を高める	26.0	27.5	35.2	23.7	32.1
作業所などで就労する人の工賃の水準を向上させる	24.3	18.6	31.1	30.7	22.3
障がいのある人に対する虐待を防ぐ	17.5	14.6	19.9	19.2	21.2
容易に情報を得ることができるようにする	16.0	16.8	12.1	17.5	16.6
住宅を確保する	13.3	9.6	13.0	18.5	10.4
地域住民等の理解を促進する	12.6	10.9	16.4	12.0	13.5
公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化する	11.6	19.8	4.9	6.5	8.8
在宅で医療的ケアなどが適切に受けられるようにする	11.3	15.4	6.1	11.5	2.1
気軽に文化芸術・スポーツなどを行うことができるようにする	11.0	8.8	11.0	15.0	16.1
障がいのない児童・生徒と共に学ぶ機会を増やしたり充実したりする	9.4	9.3	10.7	6.7	22.8
手話を普及させる	3.3	3.9	2.3	2.7	3.1
不明・無回答	12.0	13.2	12.7	8.5	10.4

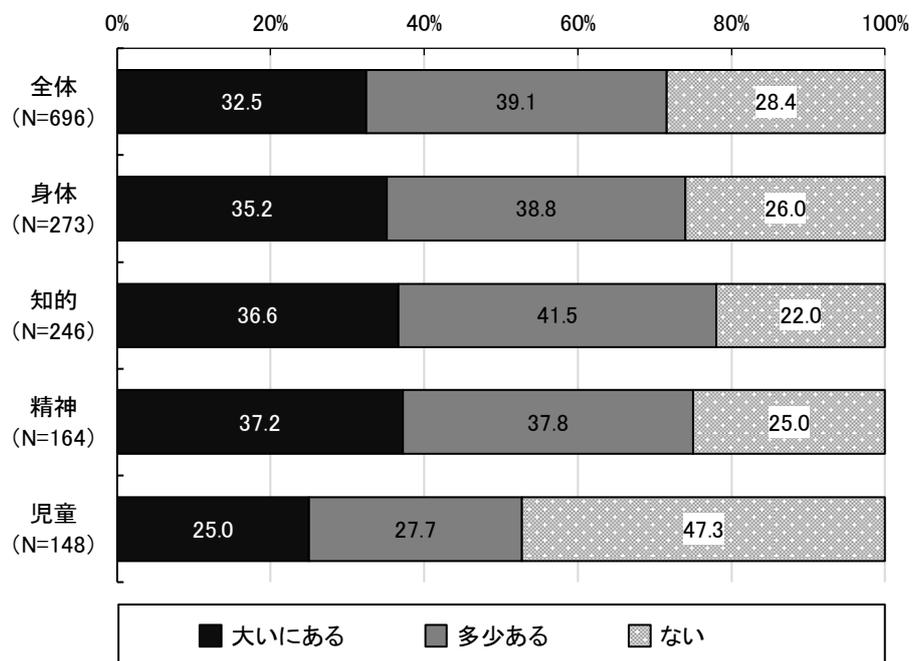
＜介助者が、将来の見通しがたてられないと思うこと＞

将来の見通しがたてられないことについて『ある』（「大いにある」と「多少ある」の合計。以下同）介助者は、7割半ば～9割となっています。



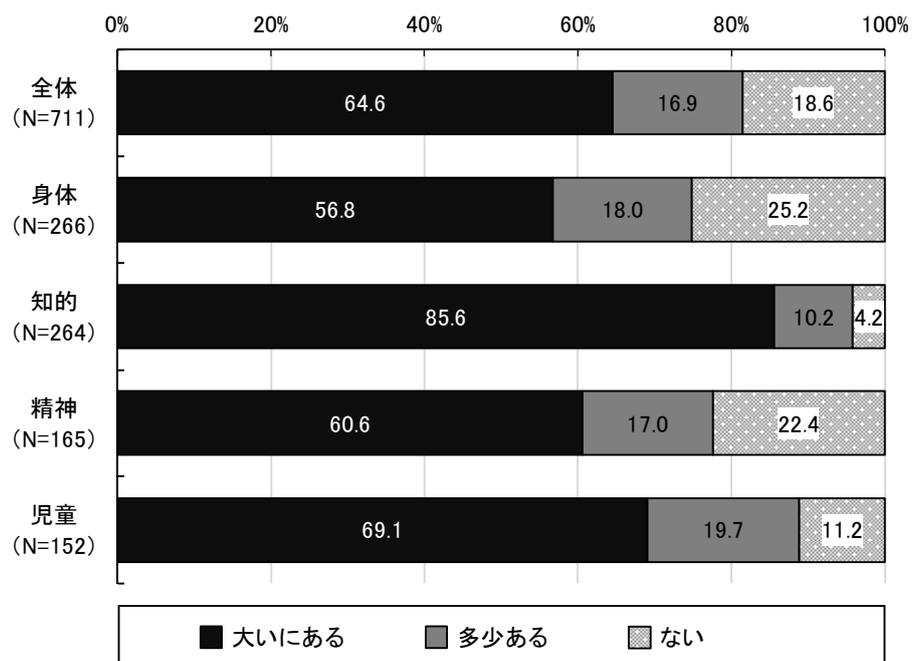
<介助者が、自身の健康について不安があると思うこと>

自身の健康について不安が『ある』介助者は、5割～約8割となっています。



<介助者が、親なき後の子どもの生活等が心配だと思うこと>

親なき後の子どもの生活等の心配が『ある』介助者は、7割半ば～9割半ばとなっています。



3. 関係団体等調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたって、関係団体等の視点による意見及び、障がいのある人の生活実態や意向を把握し、基礎資料を得ることを目的に調査票様式への記入等による関係団体等調査を実施しました。本来であれば、対面・面談によるヒアリング調査が望ましいですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みて配慮したものです。

(2) 調査概要

調査対象団体	支援団体、当事者団体、障がい福祉サービス提供事業所
調査期間	令和2年6月3日～6月19日
調査方法	郵送配布・郵送回収、またはファクス・Eメールによる回収
回収数	15件

(3) 質問内容

【支援団体】

- 障がい福祉に関する現状や課題、今後の方向性について
- 団体の活動や運営について

【当事者団体】

- 障がい福祉に関する現状や課題、今後の方向性について
- 障がい福祉サービスの提供について

【障がい福祉サービス提供事業所】

- 障がい福祉サービスの提供について
- 事業展開における現状と課題について
- 障がい福祉に関する現状や課題、今後の方向性について

(4) 結果の概要

【支援団体】

- ・差別解消に向けた情報共有が、柔軟に行われている。
- ・個々の障がい特性に応じた、きめ細かな生活支援が求められている。
- ・障がいのある人も安心して医療を受けることができる環境整備とともに、保健・医療分野における各主体間の連携の円滑化が求められている。
- ・障がいのある人が文化芸術・スポーツ活動をしたい時に、いつでもその活動ができる環境整備とともに、関連施設の維持・管理が必要である。
- ・団体会員等の人材の高齢化や会員の確保、組織の維持が課題である。

【当事者団体】

- ・差別解消に向けた取り組みが進められている一方で、当事者並びに当事者を取り巻く家族等の実情や気持ちが踏まえられていない側面がある。
- ・親なき後を見据えた支援が求められている。
- ・学ぶことに喜びを感じられる取り組みがあればいいのではないか。
- ・サービスの種類は多くあれど、利用しにくい側面がある。また、サービスの多様性があってもいいのではないか。
- ・本市における障がい福祉サービスの中でも、生活介護や療養介護、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援が不足しているという声がある。

【障がい福祉サービス提供事業所】

- ・本市における障がい福祉サービスの中でも、重度訪問介護や短期入所、共同生活援助、居宅介護が不足しているという声がある。
- ・地域移行を進めるために、地域で支援を受けることのできる体制の充実が必要。
- ・事業展開における問題点・課題として、職員の確保が困難、サービス単価が低いなどの意見が多い。
- ・生活支援サービスにおける支援者不足が顕著であることから、支援者増に向けた取り組みが求められている。
- ・親なき後の生活が不安のないよう、取り組みを進めることが必要。

4. 伊勢市障害者施策推進協議会（伊勢市障害者計画等策定委員会）について

(1) 伊勢市障害者施策推進協議会規則

平成 29 年 3 月 31 日

規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市障害者施策推進協議会条例(平成 29 年伊勢市条例第 5 号)第 8 条の規定に基づき、伊勢市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第 3 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

関係機関等	氏名	所属名	備考
身体障害者団体 及び当事者	齋藤 茂	伊勢市障害者団体連合会 (伊勢身体障害者協和会)	
知的障害者団体 及び障害者の家族	小林 えり子	伊勢市障害者団体連合会 (伊勢市手をつなぐ親の会)	
精神障害者団体	溝井 力	特定非営利活動法人マイトリ	
障害者在宅支援団体	小林 初美	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会	
障害者福祉事業等 実施主体	馬瀬 清美	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	
障害児福祉事業等 実施主体	金子 直由	特定非営利活動法人 南勢子どもの発達支援センターえがお	
医療機関	永井 正高	伊勢地区医師会	
教育機関	越知 ひとみ	三重県立特別支援学校玉城わかば学園	
行政機関	高木 俊宏	伊勢公共職業安定所	
学識経験者	大杉 成喜	皇學館大学	
その他	宮崎 吉博	特定非営利活動法人ステップワン	伊勢市障害者施策 推進協議会会長

(敬称略)

5. 用語解説

あ行

■アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、支援が届いていない人に対し、支援者が訪問等を中心とした働きかけにより支援していくこと。

■アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

■伊勢市相談支援ネットワーク会議

障がいのある人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくため、相談支援機関の緊密な連携を図り、知識や情報を共有し、より質の高い相談支援業務の向上に努めるための会議。

■一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労及び自らの起業などによる就労。

→福祉的就労

→中間的就労

■インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、同じ場でともに学ぶ教育。

■SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標、通称「グローバル・ゴールズ」。2015年、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組むため、国連において採択された「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた17の目標を指す。

■NPO (Non Profit Organization : 非営利活動法人)

さまざまな社会貢献活動や社会貢献事業を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

か行

■共同生活援助

→グループホーム

■グループホーム

自宅での生活が困難となった高齢者や障がいのある人などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。

■合理的配慮

障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現にあたり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められる。

■心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

■5歳児発達支援事業

社会性の発達が著しくなる4～5歳児に対し、対象児の保護者及び保育者へのアンケートや、園訪問・相談会等を実施し、子どもの言語・心理面をはじめとする発達の課題の早期発見・早期支援を行う伊勢市の事業。

■コミュニケーション

対話や会話などを通じて、気持ちや意見等を伝えること。

さ行

■作業療法

生活していくために必要な動作や社会に適応するための能力の回復を目指し、作業に焦点をあてて行う治療、指導、援助のこと。

■CLM (Check List in Mie : 発達チェックリスト)

幼稚園、認定こども園、保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センターが開発したアセスメントツール。

■市民後見人

社会貢献への意欲が高い市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のこと。

■社会的障壁

日常生活または社会生活において、その活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等のこと。

■社会的事業所

障がいのある人もない人も対等な立場でともに働く、一般就労や福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

■社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づいて組織される、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体のこと。

■就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して行う訓練や支援等のこと。

■就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な障がいのある人に対して、就労や生産活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援等のこと。雇用契約に基づく就労が可能か、あるいは困難かによって、A型とB型に分けられる。

■手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

■障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

■障害者虐待防止法

障がいのある人に対する虐待が、障がいのある人の尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

■障害者雇用促進法

障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置や、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

■障害者週間

障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。

■障害者就業・生活支援センター

地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

■自立支援医療

精神通院医療・更生医療・育成医療が一本化された医療費の公費負担制度。指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則1割となる。所得に応じて上限が決められている。

■身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

■精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスが受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより契約に関する判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人はすべての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。

た行

■地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。

なお、居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

■中間的就労

一般就労と、いわゆる福祉的就労との間に位置する就労であり、一般就労が困難な人に働く場をつくることや、一般就労を目指す人が就労に向けた訓練の場合とするという2つを内包している。

※中間的就労は厚生労働省のガイドラインで「生活困窮者など一般就労が難しい公的扶助の対象者」という解釈とされましたが、従来から「一般就労」と障害者総合支援法に基づく「福祉的就労」との間に位置する就労という意味で使用しています。

→一般就労

→福祉的就労

■特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

■日常生活用具

6種類の日常生活用具がある。

- ① 介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具。
- ② 自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③ 在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がいのある人の在宅療養などを支援する用具。
- ④ 情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
- ⑤ 排泄管理支援用具：ストマ用装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
- ⑥ 居宅生活動作補助用具：障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

は行

■パーソナルファイル

本人及び保護者が、生育歴等の必要な情報を記入して作成するファイルで、日常的な管理も本人・保護者が行う。また、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加していく。

■バリアフリー

住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

→一般就労

→中間的就労

■フリースペース

訓練など特定の目的にとらわれずに、だれもが集える自由な場所。

■ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人（義足、内部障がい、難病、妊娠初期の人など）が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマーク。

主にカバン等にぶら下げて気づきのサインとして利用する「ヘルプマーク（ストラップ）」と、主に財布等に入れて必要な時に対処法等を周囲に伝える「ヘルプカード」がある。

■ボッチャ

重度の脳性麻痺者等の競技スポーツで、パラリンピックの正式競技。

対戦する一方が赤いボールを、もう一方が青いボールをそれぞれ6球ずつ持ち、どれだけ自分のボールを、目標となる白いボールに近づけるかを競う。

や行

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。

■要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

ら行

■理学療法

身体の機能回復・維持を目的に、身体と心の両面から働きかける療法のひとつ。

■リハビリテーション

障がいを抱える人や病気・けがの人などが、機能回復や社会復帰を目指す訓練をいう。

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。障がいの程度は、重い方からA判定がA1、A2、B判定がB1、B2と記載される。

■レスパイト

介護者・支援者を一時的に、一定の期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助。



表紙画・本文イラストレーション

福田優飛（NPO法人希望の園）

2002年、三重県伊勢市生まれ。

愛する動物と電車やバス等乗り物を、色鉛筆を使い、自分に訪れた日常の出来事に混ぜ合わせて描く、発達障がいのアーティスト。14年からアトリエ「HUMAN・ELEMENT」にて制作を始め、様々な展覧会に出品、個展を開催している。



伊勢市第2期障がい者計画及び
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
～だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ～

令和3年3月

発行:伊勢市 健康福祉部 障がい福祉課
〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL:0596-21-5558 FAX:0596-20-8555